

平成 28 年第 4 回定例会

朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 12 月 7 日 開会

平成 28 年 12 月 20 日 閉会

朝 日 村 議 会

平成28年第4回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○発議第5号及び議案第74号から議案第82号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	15
○散 会	16
○署名議員	17

第 2 号 (12月16日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
○事務局職員出席者	19
○開 議	20

○議事日程の報告	2 0
○会議録署名議員の指名	2 0
○諸般の報告	2 0
○一般質問	2 0
小 林 弘 幸 君	2 1
塩 原 智 恵 美 君	3 2
林 邦 宏 君	4 9
高 橋 廣 美 君	6 2
中 村 賢 郎 君	6 9
上 條 俊 策 君	7 4
齊 藤 勝 則 君	7 9
上 條 昭 三 君	9 2
北 村 直 樹 君	9 7
○散 会	1 0 3
○署名議員	1 0 5

第 3 号 (12月20日)

○議事日程	1 0 7
○出席議員	1 0 7
○欠席議員	1 0 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 8
○事務局職員出席者	1 0 8
○開 議	1 0 9
○議事日程の報告	1 0 9
○会議録署名議員の指名	1 0 9
○諸般の報告	1 0 9
○常任委員長の報告	1 1 0
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 1 0
○発議第5号及び議案第74号から議案第82号までの質疑、討論、採決	1 1 1
○追加議案 議案第83号及び発議第6号の一括上程	1 1 6

○議案提案説明	1 1 6
○議案内容説明	1 1 7
○議案第 8 3 号及び発議第 6 号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議員派遣について	1 1 8
○閉会中の継続調査の申し出について	1 1 9
○村長挨拶	1 1 9
○閉 会	1 2 1
○署名議員	1 2 3

平成28年朝日村告示第87号

平成28年朝日村議会12月定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月29日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成28年12月7日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	高橋廣美君	2番	中村賢郎君
3番	上條俊策君	5番	齊藤勝則君
6番	上條昭三君	7番	北村直樹君
8番	小林弘幸君	9番	塩原智恵美君
10番	林邦宏君	11番	清沢正毅君

不応招議員（なし）

平成28年第4回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成28年12月7日(水) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 発議第 5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

第 6 議案第74号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

第 7 議案第75号 朝日村税条例等の一部を改正する条例について

第 8 議案第76号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第77号 平成28年度朝日村一般会計補正予算(第6号)について

第10 議案第78号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につ
いて

第11 議案第79号 平成28年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第4号)について

第12 議案第80号 平成28年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につ
いて

第13 議案第81号 平成28年度朝日村簡易水道特別会計補正予算(第3号)について

第14 議案第82号 平成28年度朝日村下水道特別会計補正予算(第4号)について

第15 議案提案説明

第16 議案内容説明

出席議員（10名）

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中村 武雄 君	教 育 長	二 茅 芳 郎 君
会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞 子 君	生活環境課長	曾 根 克 仁 君
産業振興課長	上 條 靖 尚 君	会 計 課 長	林 さとみ 君
教 育 次 長	清 沢 光 寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 平成28年朝日村議会12月定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 上 條 昭 三 議員

7番 北 村 直 樹 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月20日まで14日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、代表監査委員、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

定期監査の結果及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました

請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎発議第5号及び議案第74号から議案第82号までの上程

○議長（清沢正毅君） 日程第5、発議第5号及び議案第74号から日程第14、議案第82号ま

での議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第15、ただいま提出されました議案のうち、初めに、発議第5号について提案理由の説明を求めます。

議員報酬審議特別委員長、小林議員。

〔議員報酬審議特別委員長 小林弘幸君登壇〕

○議員報酬審議特別委員長（小林弘幸君） 発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

議員報酬の削減につきましての経過は、平成19年度から2期8年間にわたり、条例第1条の規定による報酬月額を附則により10%削減してまいりました。

平成27年6月定例議会において、発議として、平成27年7月1日より5%削減を新たに附則としました。そのときの提案理由は、村の厳しい財政事情を勘案し、8年間10%の削減を実施してきた。新たに議会だよりの発行、地区懇談会の実施等、村民の声を村政に届けてきた。昨今においては、基金残高もふえるなど、財政状況も好転してきた。今後も今まで以上に積極的な議員活動を行うことを前提に、他周辺地域とイコール・オア・ベターを基本に5%まで戻すといたしました。

本年5月、朝日村特別職報酬審議会より、議員報酬については近隣村と比較しても高い水準であると答申がなされ、議会内に議員報酬審議特別委員会を設置し、審議をしてまいりました。

議会といたしましても、議会活動をさらに充実すべく、議会活動の年間を通した活動計画作成と見える化、常任委員会において各種団体、区との意見交換等、活動の強化等取り組んでまいりましたが、当議会の活動内容がまだまだ村民の皆さんに理解浸透されていない実情を真摯に受けとめ、議員報酬審議特別委員会として、一旦報酬水準をゼロベースで考え、村民の皆さんにご理解、納得いただける水準をどこに設定するか、次の観点より議論を進めました。

長野県他町村との比較。人口の大小、地域性における比較。東筑5村との比較。議員定数は議会機能を遂行できる最低人員であるか。議員、特に若い議員のなり手が少なく、報酬の水準が足かせになっていないか。

以上5項目について慎重に審議した結果、議員報酬審議特別委員会として、報酬水準を東筑摩郡5村との比較を最重要とし、現在附則で運用している本則から5%削減の報酬を、本則から10%減額した報酬とし、それを本則とすることが妥当であるとの結論に達しました。

朝日村議会といたしましては、今後さらなる議会力、議員力を向上させ、村民の皆様とのコミュニケーションを深め、村民の皆さんに期待され、信頼される議会活動に邁進していく決意を新たにしたところであります。

以上、提案理由を述べさせていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 次に、議案第74号から議案第82号までについて、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成28年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、9月定例会以降の災害につきまして申し上げますと、国内では、去る10月21日に鳥取県中部で発生しました震度6弱の地震は、大阪府、兵庫、和歌山、岡山の各県にも被害が及んでおりまして、負傷者を初め、住宅、農業への被害が甚大となっております。しかも、鳥取県周辺では、過去に規模の大きな地震が起きた数カ月後に、さらに大きな地震が発生した事例があるため、気象庁は、また大きな地震が起きる可能性もあるとしております。

改めて、災害に遭われました皆様には心からお見舞いを申し上げるものでございます。

このことから、4月に発生しました熊本地震を含め、両災害の早期終息を願うものでございます。

当村といたしましては、それぞれの被災地支援に、役場の窓口及び社会福祉協議会窓口で義援金を受け付けて、行ってきました。4月から11月までの義援金は、熊本地震分で101万2,289円、国外のエクアドルの地震分につきましては1,225円、鳥取地震の分では1万115円、合計で102万3,629円を村民の皆様方からご支援をいただきました。早速、日本赤十字社及び共同募金会を通じまして、被災地に送らせていただいております。

ご支援をいただきました村民の皆様には、お互いさまの心温まる協力に感謝を申し上げます。

次に、気象の変動についてでございます。

長野気象台が発表しました9月から11月の天候は、台風の接近や秋雨前線が日本列島に停滞した影響によりまして、平年よりも曇りや雨の日が多く、松本の平均気温は1度1分高く、降雨量は89.6ミリ多い、402.2ミリとなりまして、高温多雨の年となりました。日照時間につきましては、これとは逆に平年の80%とかなり少ない状況になっております。特に9月は

台風の接近などで降雨量が多く、平年より167%の降雨量となっております。

この9月、10月の高温多雨の気象状況によりまして、農家では、9月の稲刈り作業が適期にできず、はぜかけの稲では芽が出てしまったところもあったとお聞きをいたしております。

しかも、10月5日には、台風18号によります強風で、はぜかけ苗が村内50カ所以上の倒伏被害がございまして、野菜でも同様の被害が発生いたしております。

一方、11月24日には、真冬並みの寒さとなりまして、初雪がございました。当村の積雪は10センチとなりまして、記録にない状況となっております。松本の積雪は5センチで、昭和28年の観測以来、11月としては4番目に多くという記録になっておりまして、中南信地域では、春先のカミ雪に似た現象となっております。この初雪は東京都心でも同様でございまして、11月の初雪は54年ぶりの記録と言われております。

これによりまして、翌11月25日には最低気温が松本で氷点下5度4分となりまして、例年より暖かい秋から、急に冬の訪れを極めて早く感じたところでございます。

このような気象条件のもとで、当村の主要な野菜類につきましては、春から夏にかけては大きな災害がなく、前半は豊作基調となっております。6月までは価格が安定した推移となりました。また、9月からの後半につきましては、気象条件の大きな変化によりまして、全国的に野菜不足となりまして、価格の高値販売がされた年となりました。

J A松本ハイランド朝日支所におけます野菜生産販売実績につきましては、昨年に迫る31億円余の実績見込みでございまして、3年連続好成績となりました。このことにつきましては、生産者の皆さんがJ A松本ハイランドで結束をし、汗水流して取り組みました結果でありまして、ご同慶の至りでございます。

去る11月25日のJ A野菜生産販売実績検討会では、生産者の皆さんに笑顔と活気があふれておりまして、販売担当のJ Aを初め、関係されました皆様に敬意を表するものでございます。

そこで、生産者の皆さんには、これからの農閑期に体調管理をされ、特に本年度から人間ドックの補助を大幅にアップしましたので、ご活用をいただき、生涯現役を目指し、来春に向け体調の万全を図られますようお願いをいたします。

次に、鳥インフルエンザについてでございます。

既に報道等でご承知のことと存じますが、去る11月に新潟県と青森県で鶏やアヒルから検出されました鳥インフルエンザは、強毒性でH5型の高病原性鳥インフルエンザウイルスと発表をされました。

このウイルスは渡り鳥が媒介と言われておりまして、ことしは韓国で感染が広がり、国内では各地で野鳥の感染事例があると言われております。この冬、野鳥で確認されました県は、青森、岩手、秋田、新潟、長野、兵庫、鳥取、鹿児島各県に及んでおりまして、過去にも平成22、23年及び平成26、27年に流行して、多くの鶏が処分された記録があります。

今までは本県での被害は発生しておりませんでしたが、本年は隣の上越市で発生しておりまして、県内1,036戸の家禽農家では、県境にまで迫った脅威に対応を迫られているところがございます。

しかも、今月3日には、安曇野市の白鳥が飛来します犀川の御宝田遊水池で、1羽のコハクチョウからH5型の鳥インフルエンザウイルス遺伝子が検出をされたと発表をされました。

今は渡り鳥が飛来するシーズンでございまして、病原菌保有の鳥が飛来することは十分予測されますので、緊張感を持った対応及び防除体制によりまして、H5型の鳥インフルエンザが、養鶏農家を初め動物園等々で感染が防がれ、拡散しないよう、早い終息を願うものでございます。

それでは、この際当面しております懸案事項につきまして若干申し上げます。

まず初めに、新役場庁舎の建設についてでございます。

今までに11回の建設委員会を開催しておりまして、検討をされてきました。この新役場庁舎につきまして、11月に設計案の概要版を全戸配布し、村民の皆様からパブリックコメントを、また出前村政等でご意見をいただけてきました。

このパブリックコメントでは、5人の方から17の提案がされておりまして、ご意見を参考に、現在実施設計の詰めをしているところでございます。

さらに、新庁舎の骨格となります村産材カラマツの耐久試験を県林業総合センターで実施をいたしまして、朝日村産カラマツのすばらしい良好な結果をいただいているところでございます。

一方、本体設計とは別途で、地中熱を利用しました冷暖房用設備として、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、いわゆる再生可能エネルギー事業で取り組むための設計によりまして、2カ年にわたる事業を、本年度分につきまして、11月に長野市の株式会社角藤に発注をいたしました。これによりまして、年度内には地下75メートルまで配管することとなります。

そのほか、太陽光発電につきましても、本体設計とは別途発注の予定としております。

また、用地の取得につきましては、10月に土地収用法によりまして認可がされ、11月に

は農地転用の認可をいただいております。これによりまして、土地所有者の理解とご協力によりまして、現在土地買収を進めておりまして、近々に買収が完結する予定でございます。

今後につきましては、実施設計ができ上がり次第、建設委員会で検討をされ、新年には工事発注の予定としております。

次に、向陽台分譲地についてでございます。

ご案内のとおり、地方創生に伴います当村の総合戦略に基づき、移住促進対策の一環でございます。

本年6月に土地開発公社が向陽台住宅分譲用地の2期造成工事を発注しまして、年明け早々の2月には造成工事完了の予定としております。そこで、新年早々の1月には分譲用地の予約受け付けを開始することといたしました。

分譲予定区画につきましては32区画で、1区画の面積は、一番広い区画が400平米、121坪で、一番小さい区画は222平米、67坪でございます。面積別では300平米、90坪台が12区画と最も多くなっております。

分譲価格につきましては、4段階の設定といたしまして、坪当たり単価で申し上げますと、4万2,000円から5万4,000円としてございます。

さらに、子育て世代の皆さんを含め、若者定住促進の特典を加算しておりまして、分譲価格の1割引を行い、坪単価で申し上げますと3万7,800円から4万8,600円として、よその地域の分譲地と比較して極めてお求めやすい価格としております。

既に地元紙の広告を初め新聞折り込みチラシで周知を図っておりますので、新年には予約販売が順調に進展することを願うものでございます。

次に、カラマツ材についてでございます。

戦後、先人の皆さんが汗水流し、植林、育林をされ、山林は戦後70年が経過をし、木材として利用、活用期を迎えております。

しかしながら、国は昭和39年に外国産材の輸入関税を撤廃に近い施策としたため、国内の木材消費は安い外国材へと移行をし、しかも住宅産業に大手企業が進出したことに伴い、在来工法による住宅建築は、林業とともに衰退をしてきております。

このことは、世界で唯一木造文化の日本に陰りが見えており、関係者の皆さんには危機感が募っているところでございます。

そこで、従来カラマツは建築材に向かないと言われておりましたが、技術の進歩により有効活用ができる時代を迎えております。

しかしながら、国内産の木材はいまだ流通過程にほど遠く、いかに消費者を初め大手建設企業等に国産材を注目させるかは大きな課題でございます。

当村としましては、村の87%が山林であり、まさに村の大きな財産でありますことから、少しでも村産材のよさを、すばらしさを発信することは大事なことと捉えております。

このたび、東京の銀座NAGANOで、朝日村産カラマツ魅力体験会を開催いたしました。これは先月11月に実施をいたしまして、1つにはカラマツを活用した朝日村の紹介、2つ目には木工作品の展示、3つ目にはぬく森チェアづくり体験等によりまして、カラマツのよさを知っていただくとともに、参加者に組み立て体験をしていただき、木材のぬくもり等、魅力のPRをしたところでございます。

また、これと前後しまして、商工会では、池袋サンシャインシティでのニッポン全国物産展におきまして、カラマツ材製品のPRを行っております。

今後も、機会あるごとに当村のPRをしてまいり所存でございます。

次に、冬の季節となり、ウインタースポーツについてでございます。

まず、スケート場につきましては、例年どおりの気象条件となれば、来る17日の土曜日でございますが、にリンク開きの予定でございます。

ご案内のとおり、スケート場は天然リンクでありますので、今後の気温の状況に期待をするものでございます。

スケート場は、使用料無料であり、しかも無料貸し出しのスケート靴300足をそろえております。また、子供さん等に付き添いの方の無料休憩所からは、窓越しに子供さんの滑走を確認できますので、村民の皆様を初め、村外の皆さんからも多くのご利用を期待いたしております。

次に、スキー場につきましては、来る10日土曜日でございますが、プレオープンとしておりまして、17日の土曜日、次の土曜日を本格オープン予定としております。師走の連休は、十分スキーを楽しんでいただきたいと存じます。

また、例年年末行事となっております南伊豆町教育委員会主催のスキー教室は、本年も2泊3日で27人の小学生が参加する予定となっております。

これら宿泊施設が整備されたことに伴い、好評をいただいております。なおかつ宿泊施設とスキー場セットの格安料金設定もありますので、多くの皆様のご利用を期待するものでございます。

次に、国際交流についてでございます。

農林水産業活性化構想研究会が主唱をしまして、当村が加入をしております地方創生市町村長協議会を通じまして、日中保育園・幼稚園交流事業の受け入れ依頼がありました。

このことは、一昨年来から農水産活性化研究会の農林水産省OBの方々と当村の活性化策等で意見交換をしてきた経過がございまして、当村の魅力を認識されてございまして、昨年と本年、2回にわたり担当者が来村をされ、当村での体験がされております。

これら一連の流れの過程で、このたびの提案がされたところでございます。

日中保育園・幼稚園交流の中国側の目的は、1つに、日本のマナーなど幼少教育に関して中国人の保育関係者、保護者が関心を持っており、実際にあさひ保育園での交流、朝日村での宿泊を体験して、自然、文化、教育を学ぶ、2つ目に、朝日村を中国サイドに、自然、文化、教育を体験学習できる村として周知をし、他の地域と差別化を図った観光、学習の場として中国にPRするというものでございます。

この目的に対しまして、私が否定する理由は全然ございませんので、これを受け入れることといたしました。

そこで、まずは交流目的のリーダーが体験をし、問題点、課題を話し合い、親善が深まればとの思いから、去る10月20日から22日まで2泊3日で、中国四川省の幼稚園7園の園長、保育士を含め17人が視察に訪れております。

当村といたしましては、これを受けまして、新年早々には四川省へ訪問をし、関係者との交流により、当村としての今後の対応について協議してまいる所存でございます。

これによりまして、今定例会に旅費の補正をお願いしてございます。

一方、我が国は企業等が中国に大きく進出しておりますが、政治的には近くて遠い国となっております。この近くて遠い中国とは緊張感の改善が必要でありまして、我が国は平成32年には外国人旅行者の受け入れを現在の2倍にする目標でございまして、本県にとりましても、観光県として外国人旅行者の積極的受け入れ方針で取り組まれているところでございます。

このような背景を捉えたとき、当村にとりましてはもう一つ見方がありまして、既に帰化された方も含めまして、中国人との国際結婚をされている方が数組あることを踏まえますと、大陸中国との交流は今後ますます進むものと捉えております。

次に、明るい話題についてでございます。

まず1点目は、スキー場の安全運転表彰についてでございます。

当プライムスキー場は、平成4年のオープン以来、27年度まで3期24年にわたりリフト

の運転管理が無事故で運転をされてきたことに、索道事業を管轄しております国の北陸信越運輸局長から表彰をいただきました。

ご案内のとおり、当あさひプライムスキー場は、平成4年に村営でスタートをし、平成20年から運営を檜山スノーテック株式会社に指定管理者として委託をしてきております。

今後も管理者の檜山スノーテックと連携を図りながら、利用者のサービス向上に努めながら、安全で安心して滑走できるスキー場として引き続き取り組んでまいり所存でございます。

次に、2点目は、県民税の優秀感謝状についてでございます。

去る11月14日に、平成27年度の個人県民税の収納率が優秀と認められ、県知事感謝状をいただきました。

このことは、前回の9月議会において、当村の公共料金の収納率は県内77市町村で5番目にランクされていると申し上げておりますが、このたびの知事表彰はこれを裏づける結果となっております。

この表彰は、村民の皆様のご理解とご協力のたまものでございますが、特に担当職員の努力によるところが大きく、改めて村民の皆様を初め、職員に感謝を申し上げるものでございます。

次に、3点目でございますが、秋の叙勲についてでございます。

11月文化の日に、本年秋の叙勲が発表され、西洗馬光輪寺の蜜波羅名誉住職が瑞宝小綬章を受章されました。

現代は信教の自由の時代でございますが、本山の大学で教鞭をとられながら、学者としての研究が認められましたことに、村を挙げて敬意を表するものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例3件、予算6件の計9件でございます。

まず初めに、議案第74号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の改正につきましては、人事院勧告に伴います国の法改正に伴い、職員の介護休暇、育児休暇等の規定を改正するものでございます。

次に、議案第75号 朝日村税条例等の改正につきましては、国の地方税法の改正に伴い、延滞金の算定期間等を改正するものでございます。

次に、議案第76号 朝日村国民健康保険税条例の改正につきましては、所得税法の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第77号から82号までは補正予算でございます。

まず初めに、平成28年度一般会計補正予算、これは第6号でございますが、歳入歳出ともに6億1,194万円を追加いたしまして、予算総額を40億2,000万円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、庁舎建設基金からの繰入金が4億1,010万円、地方交付税が1億4,325万円、国庫支出金が2,987万円、繰越金が2,256万円、村税が1,830万円等でございます。

歳出の主なものにつきましては、役場新庁舎建設費に4億1,800万円、庁舎建設基金への積立金に1億3,820万円、地方債の繰上償還に6,547万円、地方創生拠点整備交付金によるゲストハウス改築事業に2,900万円、障害者自立支援給付費に500万円、住宅リフォーム等、これは追加補助であります、に100万円、新たな出産祝い金、これも追加でございます、40万円、地方創生交付金事業及びあさひ保育園周辺道路整備事業は、この予算の組み替えでございます。

次に、特別会計の補正予算でございますが、国民健康保険特別会計では、再算定に伴います保険財政共同化安定事業拠出金等の増額、介護保険特別会計では、介護保険法改正による予算の組み替え、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額、簡易水道特別会計では、向陽台造成事業に伴います財産購入費の増額、下水道特別会計では、地方債の元金償還金の増額が主な内容でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第16、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いた

します。

休憩 午前 9時45分

[全 員 協 議 会]

再開 午後 2時46分

○議長（清沢正毅君） それでは、引き続きですが、本会議を再開いたしますので、よろしく
お願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時46分

平成28年第4回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成28年12月16日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村 武雄 君	教育長	二茅 芳郎 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 文枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君	生活環境課長	曾根 克仁 君
産業振興課長	上條 靖尚 君	会計課長	林 さとみ 君
教育次長	清沢 光寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 小林 弘 幸 議員

9番 塩 原 智恵美 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおきください。

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） では初めに、8番、小林弘幸議員。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 8番、小林弘幸でございます。

改めましておはようございます。きょうは長丁場の一日になりますが、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今年度の予算編成の基本方針にうたわれている文言に、住んでみたい村・住んでよかった村とあり、その実現のための具体策、その1つが安心して子育てができる子供のための福祉の充実を図ることと思います。

現在、子育て支援・教育の面では、多くの子供のための福祉事業が立ち上がっており、朝日村の評価は高いと思っていたのですが、この9月に児童を取り巻く諸課題について、小学校のPTAの皆さんや園児を持つお母さん方と社会文教常任委員との懇談会を持ちました。児童を持つ親の視点から、村政に関する多くのご意見をいただき、まだまだ多くの問題があるなど痛感をいたしました。

そこで、児童を持つ親の声を村政に反映できないかということで、幾つかお聞きしたいと思っております。

1つ目の質問は、子供の福祉の拡充をということで、3点お聞きしたいと思っております。

朝日村に住む若い世帯の皆さんや、今後朝日村に住みたいと思われる若い世帯の皆さんが足りていないと思っていること、お聞きするとなるほどそうだなと思わざるを得ません。

その1つに、子供の遊び場があります。以前は村のあちこちにちょっとした遊具があり、砂場があり、子供の遊びが多くありました。年月の経過とともに遊具の老朽化が進む一方で、故障による児童のけが等が全国的なニュースになるなどして、管理ができない遊具の撤去とともに子供の遊び場が消えていきました。役場庁舎も新しくなり、コミュニティ広場、待望のコンビニも併設され、新庁舎周辺はにぎわいの場所となります。新庁舎周辺に遊具のある遊び場ができれば、さらににぎわいの場となることと思います。村が管理するような施設はできないのでしょうか。

また、わくわく館ですが、全ての子供が一緒に遊ぶため、小さい子が行きにくいようです。そのような話の中、先日、西洗馬区の要望書を区長から村長に直接お渡しする中に、旧おひさま保育園の中に未満児・園児の室内での遊び場の確保ができないか依頼されておりますので、あわせてご検討をお願いいたします。

次に、2番目ですが、サッカーができる芝生グラウンドについてであります。

卒園式で将来何になりたいかを園児一人一人が言って退室するセレモニーがありました。男の子の大半がサッカー選手になりたいと将来の夢を、楽しい夢を語っています。しかし、数年前に児童サッカークラブが解散となり、現在、朝日村には児童サッカークラブがありません。村の有志により児童サッカークラブを再立ち上げる活動が始まったと聞いております。あわせて、思いっきりサッカーのできる芝生のグラウンドを用意できないものかと思えます。園児の夢をぜひかなえてやりたいと思うのですが、ご検討をぜひお願いしたいと思えます。

3つ目は、ファミリーサポートセンターについてであります。

ふだんは祖父母が面倒を見てくれているが、都合が悪かったりしたときに未満児をちょっと預かってくれる場所、仕組みが欲しいとの声があります。調べてみますと、国の制度に地域子ども・子育て支援センター、いわゆるファミリーサポートセンター事業なるものがありますが、長野県下でもまだまだ普及していないようです。朝日村の実情をお聞きしたいと思います。

以上、3点についてお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） おはようございます。

最初に、小林議員の最初の質問にお答えします。

遊び場に多少なりとも関係すると思いますので、子供の遊びに視点を当ててお話しさせていただきます。

最近の子供たちであります。公民館に放課後、小学生も中学生も遊びにまいます。その様子を見ていてのことではありますが、群れて遊ぶとか、それから工夫して遊ぶということが大変少なくなっているなと思います。今は紙のゲームというんですかね、その遊具を使ったり、またはテレビゲーム、これを持ってきて遊んでいるという子が目につくわけでありませう。そのような子供を見ると、遊びから生きる力というものを学ぶことが今まではあったかなと思うんですが、少なくなってきたなと、このように感じております。

保育園やわくわく館で泥だらけになって喜々として遊ぶ子供、石ころとか木の枝、このようなものを道具として遊びを工夫している姿、浸り切っている、そんな姿があるわけですが、そんな子供を見ていると夢を描ける子供になるなと、そんなふうに感じております。

ご存じのように子供は人とかかわる力、人間関係力といいますか、それから人を思いやる力、人権感覚、苦しくても耐える力、忍耐力など初期のコミュニケーションの力とか、社会性、これらを身につける上で大事な時期を生きているというふうに思っております。また、遊びを通してそのようなものを獲得しているというふうに思っております。また、何もなければ身近なものを工夫して遊ぶと、そういう力を持っている存在でもあります。

ですので、子供は自分なりに発想して、考えて、遊ぶ糧を経験し、試行錯誤をしながら遊びからも学んでいる。そして、成長していくものを捉えております。

以上のことから、遊び場における遊具につきまして申し上げますと、整備された遊具に乗って遊ぶことだけが本来の子供の遊びではないと、このように考えておりますのでご理解よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、私からは小林議員のサッカーができる芝生グラウンドについてでございます。

初めに、平成26年の議会一般質問におきまして、新保育園の園庭の芝生化等についてというご質問がございました。その際でございますが、村長が答弁におきまして、子供たちが素足で土を踏み、安全で元気よく遊べ、たくましい子供に成長することを願う。また、土と人間のかかわりは、はだしで足の裏から地球の鼓動を聞くことはいかに体に大事か。保育園の

園庭には芝生は必要ないと答弁させていただいております。

現在、保育園の園庭、小学校の校庭、朝日村運動広場グラウンドにおきましては土でございます。芝生は必要ないという考えに現在も変更ございませんので、こちらについてはご理解いただければと思っております。

さて、小林議員のご質問のサッカーができる芝生グラウンドについてでございますが、芝生グラウンド導入には多くの課題があると認識しております。激しいスポーツを行いますので、芝生はこれに耐えることが必要でございます。

芝生を導入するにはただ植えるというものではなくて、土が芝生の成長や排水などに適しているか、基盤の調査が必要と考えております。不適な土でありましたら、土の入れかえ、排水処理が必要な場合は排水環境の整備をしなければならず、高額な費用も予想されます。また、芝生を導入した場合は、良好な芝生を常に維持していかなければなりません。維持に関する費用、ランニングコストでございますや維持にかかわる人材の確保が課題になると思われまます。

以上のことから、サッカーができる芝生グラウンドの整備については、現時点におきましては難しいと捉えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、このたび村の有志によりまして、児童サッカークラブを立ち上げる活動が始まり、保育園、小学校に募集したところ23名の応募があったとお聞きしております。今後の活動にご期待申し上げ、活動状況を見ながら、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、1の3のご質問でございます。

ファミリーサポートセンターについて、朝日村の実情についてご質問でございますのでお答えいたします。

まず、ファミリーサポートセンターという事業でございますが、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者と児童の預かりの援助を受けることを希望するものとの、相互援助活動に関する連絡調整を行うものがファミリーサポートセンター事業でございます。国では平成17年度から次世代育成支援対策交付金としてスタートしており、平成27年度からは子ども・子育て支援制度の開始に伴い、地域子ども・子育て支援事業として実施しているところでございます。ただし、国の事業は50人以上の会員登録が必要ということでございますので、現在の朝日村の事業は交付金の対象とはなっておりません。

ここで、村にはファミリーサポートセンターがございますので、少し長くなりますがご説

明を申し上げます。

村では平成19年2月1日からファミリーサポートセンター事業実施要項を制定し、スタートをしております。事業の詳細を申し上げますと、育児の援助を受けたい方、こちらを依頼会員と申します。育児の援助を行っていただける方、こちらを協力会員と申しますが、会員としてまずそれぞれ入会いただき、その際、依頼会員は年会費1,000円を納めていただきます。

援助はゼロ歳からおおむね15歳までの児童が対象で、援助活動の内容としては、保育園、小学校等への送迎、保育所等の始業開始前、または終業時間後の預かり、軽度の病気の場合等の預かりが援助内容となっております。なお、対象児童が病気の場合等において児童を預かる場合には、原則協力会員の家庭において行うこととなっており、援助活動に伴う会員の保険は村において一括加入している状況でございます。

また、援助活動の実施に当たっては、援助を必要とする場合、事務局でございます朝日村教育委員会に援助の申しをしていただき、その内容を協力会員に連絡し、実施いただき、活動の記録を事務局に報告いただくことになっているところでございます。

援助活動による報酬につきましては、通常援助は8時30分から夜の6時30分まで1時間700円、早朝・夜間援助が1時間800円、病後児が1時間1,000円と定められており、援助活動終了時に依頼会員が協力会員に支払うこととなっております。

それでは、本年度の実施状況を申し上げますと、育児の援助を受けたい依頼会員は1名、育児の援助を行っていただける協力会員が4名となっております。なお、実際の援助活動の依頼は現在のところゼロ件でございます。

小林議員のご質問の中に、未満児をちょっと預かってくれる場所、仕組みが欲しいとの声があるという点でございますが、村ではファミリーサポートセンター事業以外にも、現在、保育園におきましては未満児で保護者が都合により保育できない場合、一時的に預かる一時的保育事業というものを実施してございます。利用には申し込みが必要となり、利用料は3歳未満児が1時間400円、3歳以上児が1時間200円、利用できる時間は8時30分から午後4時30分までとなっているところでございます。このような制度もございますので、またご承知いただければと存じます。

今後もホームページ、広報などで子育て支援事業につきましては周知してまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

まず最初に、教育長のほうから子供の遊び場について答弁がありましたけれども、ちょっと前向きではないなという答弁ではなかったかなというふうに思います。

村長がおっしゃられていたはだしで、または子供なりに工夫して遊ぶということが大事ではないかということとはよくわかります。ただ、やっぱりそれなりきの設備があると、またそこで一段と子供同士のコミュニケーション、またはよく親が公園に連れていくのを公園デビューという言葉がよくはやりましたけれども、そのような場、ぜひこの新庁舎の周辺にそういったことをやっぱり私は実行することは、今後の村政発展、村発展のためにはぜひ必要だと思うんですが、その点ちょっと私の期待するような前向きな答弁じゃなかったものですから、そういったことを踏まえてどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の子供の遊ぶ場でございますが、今、新しい庁舎の関係ではどう考えているかということでございますが、現在では考えておりません。しかし、今回はいわゆるコンビニにかわる業者が出てきますので、そこでは考え方としては、今、村では扱っていない地場産も使っていきたいということでもありますから、少なくともここは役場に来る人以外の方々も集まってくる可能性は十分考えられますので、そういう中において若い人たちがということになれば、当然そういうことも今後、いわゆるスタートしてから考える必要あるかどうかは、スタートしてからということになるかと思えます。

先ほども言うておりますように、子供さんの遊び場につきましては、今これだけいわゆる子供さんが少ないので、親子だけで1組だけで遊ぶよりも、やはり複数の、先ほど教育長も言っていました集団で遊ぶことのほうが子供のためになります。でありますから、そういう意味では、現在ではさっき教育次長も申し上げましたように、一時預かりも、いわゆる未満児の一時預かりも保育園で十分対応していますので、そこで子供同士の遊び、いわゆる子供同士の付き合い、これが大きな子供たちの成長に大きく影響するだろうと思っておりますので、その辺について。

ただ、新役場庁舎についてはまだまだ今、結果といいますか、計画をとという状況ではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 村当局のお考えになる余り積極的ではないが、内容はわかるというふうに私は今捉えましたけれども、やはり親同士、村内そこらじゅうに小さな遊具がある場所というのは、もうだんだん衰退されて今になっていると。これはこれでしょうがないと思うんですが、やっぱり役場のあそこに行けば、子供を楽しく遊ばせてやれる、または親同士のコミュニケーションがとれる、そういうふうにぜひあの周辺を村の寄り合い場所になるような、いわゆる子供を核とした、そういうことは絶対に必要だと思いますので、役場周辺にぜひ今後庁舎ができたときには一考願いたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それともう一つ、サッカーのできる芝生のグラウンドを私ぜひ必要だと先ほど申し上げましたけれども、これも村長さんが前回26年の答弁のときに、芝生化は今のところ必要ないという答弁をされたようですが、それはそれで村長さんの考える人間は素足で足で土と遊ぶ、これ大事ということはいうんとわかります。ただ、小さい小学生クラスの子供たちが思いっきりサッカーができるというのは、やっぱり芝生が必要なんです。それで、今、まだこれからクラブがどのように成長していくかわかりませんが、これから成長度合いを見て、またぜひもっともっと芝生があって、思いっきりスライディングしたり、タックルしたりするような、そういうようなことができるようなことも絶対に必要だと思いますので、先ほどはこの少年サッカーの活動を見ながら検討したいというお話がありましたので、ぜひその過程の中で、今まで諦めたテーマではありますが、もう1回取り組んでみたらいかがでしょうかということをお願いしたいと思います。

それと、ファミリーサポートセンターについてですが、この制度、平成19年度に国の施策によってこういった制度ができて、今、援助会員が1名の登録、援助を受けるほうですかね、それで、するほうが4名の登録ということで、1年間預かりはゼロ件だったというお話を今伺いましたけれども、ちょっとこの辺が保育園でも預かるという今、仕組みはあるようですが、少し村民に対してのアピール、または周知度が不足しているのではないかというふうに思います。若いお母さん方って結構こういうことがあったかどうか、ちょっと当然わからな

と思うんですが、本当に預かってほしいという人が多く見受けられました。

先ほど平成25年でしたかね、朝日村の子ども・子育て支援事業計画に関してのニーズ調査が100ページ以上の報告書が小学生、園児、両方で100ページ以上の調査報告書があります。その最後のほうの四、五ページに親の自由意見という欄がちゃんとありまして、ここで若い親御さんたちがおっしゃっていることは、この間私たちが聞いた内容と全くダブるんです。ということは、2年前の調査による村への要望、それが何も生かされていないということだと思うんです。ですから、今そういうルールがあるということはもうちょっと周知するような活動をしていただいて、そして少しでも預かりの件数がふえるような活動をお願いしたいと思うんです。

いろいろ手続を見てみますと、申請書を書いて、村長にお出しをして、村長のほうで許可を得て、その申請書がきて、そしてできる。これでは本当に緊急のときにそういったルールがうまくいかない、これはある親御さんは言っていました。それは知っているけれども、とても今、ルールでは預けることができないというようなことも言っておりますので、ぜひその辺はもう少し何か一工夫を加えられないかということで、また今後一つのテーマとしていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどもちょっと話をした平成25年のニーズ調査が行われて、ホームページの中にはその調査結果を踏まえて支援事業を策定する、そういうふうに書いてあります。その辺の進捗はどうなっているか、もう1点お聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） 今、小林議員のおっしゃっていただきました平成25年の支援へのニーズに関しまして、子ども・子育ての計画をつくってございます。その計画は毎年見直しをしながらやっていくという計画になってございますので、会議を開きまして、職員とまた委員さんが集まってお聞きいただきましてやっているところでございます。

基本的には保育園を中心として、全ての福祉について網羅をしてやっているつもりでございますけれども、議員さんおっしゃられたように周知部分という部分では、非常にちょっと欠けているというのは職員の間でも認識しているところでございます。その点はもっとPRさせていただきまして、やっていきたいと考えております。

ただ、内容につきましては、他の自治体に負けなくらいのことを新しい保育園も建てま

すし、その中で十分進めていると感じておりますので、またご意見等ございましたら、またいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の3点のうち、最初から、まず役場庁舎の近辺で子育ての預かる対応が前向きでないという表現ではありますが、先ほど来から申し上げておりますように、子育てにつきましてはファミリーサポートもそういう時代はありましたが、今、未満児をいつでも預かっておりますから、緊急にでもやりますから、そういう分野でいつまでもファミリーサポート、ファミリーサポートという理論では今、村内の体制はなっていない。それを十分包括して、保育園で預かっている、そういう状況でありますから、ぜひその辺をご理解いただきたいと思います。

そして、そういうわけでありますから、村の子育てについて前向きでないとは、私としましてはこれだけやっていてそれ以上何をやるんだ、無駄金は投資できません。大事なことは子供が少ないんです。一人一人別々なことをやるというのは、それは無理なんです。ですから、子育ての人が子育ての皆さんなりきに自分の、先ほど申し上げましたが、親もついていきながら、子供同士が集まるところで育てることが子供のためになるんですから、そういう理解を親からしていただくことも大事なことです。

緊急に預かることは保育園、今、しておりますから、十分。3、4、5歳は99.9%入っておりますので、これはオーケーなんです、3歳未満児も全ていつでも預かります。そういう体制をつくってありますので、ご理解をいただきたいということでありまして、しかも芝生のサッカーの件ですが、子供さんに芝生でサッカーさせる必要は、私はないと思っています。この平らでそんなところはありません。でありますから、子供さん同士のサッカーでも土の上で十分やっていますし、それに対して固執することはないと私は思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 村長、また村の当局の現状の考えからは理解できました。

未満児をすぐに預かってくれる体制、一部の親御さんからはすぐに預かってくれないとか、

いろいろな不満もありました。確かにね。ですから、そういったところでなるべく融通の利くように、それと当然定員があるわけですから、未満児を預けるときの体制だとか、そういうことも当然ありますでしょうから、またいろいろそういったことを念頭にぜひよろしくお願ひします。

それでは、1問目を終わりにします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 2問目の質問に入ります。

タイトルはちょっと変なんですけど、朝日村をもっと知って、朝日村を大好きになろう運動の提案であります。

今の子育て支援ともかなり絡むところがあります。朝日村の人口問題に関する主要施策は人を呼び込むことが大きな目的ですから、当然外向けのことが多くなります。このたび、新たに地域おこし協力隊に2名が加わり、ウェブ等を通じて朝日村の魅力発信をしていただけるようになり、大いに期待するところであります。

しかし、このごろ感じるところですが、子育て世代の皆さんや各種団体の皆さん、また地区の皆さん、趣味グループの皆さんといろいろな懇談を持つたびに、私もそうですが自分たちの住む朝日村について知らないことが多過ぎる。先ほどのことも一つかもしれません。そういう思う機会が多々あります。特に朝日村のよいところや魅力的なところをもっと知ってほしいと思うのです。

まずは、村民の皆さんに朝日村のよさを再発見してもらい、朝日村を大好きになっていただく仕掛けづくりが急務だと思います。具体的な提案は乏しいのですが、村民向けのパンフレットの作成であったり、新庁舎に情報コーナーを設置であったり等々あると思います。

昔はやったアイラブ何とかってありましたね、ステッカーが。アイラブ朝日村では少し古過ぎますが、そのような運動を企画展開することはいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員からすばらしい質問をいただきました。まさに朝日村をどう

よくするかというのは、やはりこの小林議員ご指摘のとおりでございます、いかに村民の皆さんが自分の村のよさを理解し認識するか。これで大きく村は変わってきます。

そこで、村民の皆さんからはそういった実態を知っていただくために、今、仕掛けづくりというご質問でございますが、現状は幾つかの方法で村民周知に村としては努めているところでございます。

まずは、そういった意味で、村民の皆さんから自分の住んでいる村をもっと関心を持っていただければ、近隣市村との比較ができますし、自然に村のよさが理解されるものと理解をいたしております。

中には関心が薄くて、自分は村のことを知っているという、そういう人もおりますが、今朝日村のすばらしさを実感されていない人が知っているという、そういう表現もしている、そういう人もおりますから、そういった人が結構村民は少なくないのが実態というのを私は感じております。このような状況から、議員ご提案の仕掛けには昔から十人十色といわれておりますように、人は千差万別でございます。

現在、村では行政の立場で1つには広報だとか、回覧板等での、いわゆる文書によって周知をしておりますし、2つ目にはインターネットによります朝日村のホームページでもごらんいただけるようになっておりますし、また3つ目にはA Y Tの有線放送や新聞等、いわゆるメディアによって朝日村の状況を発信もいたしております。4つ目には村内の公共施設では村の紹介のパンフレットを置いたパンフレットラックによって、いつでもごらんいただけるようにもなっております。それから、5つ目には村内の公共施設を知らない人も結構おりますが、この施設を見聞するために、グループ等で申し込んでいただければ村のバスを使って村内を巡回することもできます。また、6つ目には私が村民の皆様と出前村政で膝を突き合わせた話し合いをさせていただく中で、ご理解を求めているところでありますが、そういったいろいろな方法で周知を図っておりますけれども、議員ご案内のとおりなかなか先ほどの保育行政につきましても理解をされていない。

しかも、人はさっきも言いましたように千差万別ですから、ちょっとしたことでもう相手のことを認められなくなってしまう、そういう人も結構多いわけでありますので、そういった人をどう取り込むかということではありますが、ちなみに世界で一番幸せな国はブータンといわれておりますが、国民の97%が幸せと答えているとのことでございます。過去に、我が国にブータンの国王が訪れたこともありまして、そういった発言をされておりましたので、知人の村長が早速ブータンに視察に行きました。彼の話をお聞きますと、物質文明が発達して

いる我が国のほうがどのくらいよかったかということをお聞きいたしております。

そこで、私が進めております全国に誇れる村づくりは今、議員ご提案のとおりでございますが、これは大きな課題、いわゆるより多くの村民から理解していただく大きな課題というようにございまして、まずは村民の皆様から村の現状をいかにして知っていただき、理解をしていただけるかでございます、人それぞれの、これは大事なことは村民一人一人のこれは心の持ち方というように私は心得ております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 村長の思いはうんと伝わってきます。

6つの大きな周知の方法が今やられているということですが、それらをうまく統合するような形でいい仕掛けができたらと思いますので、よろしくお願いします。

それと、申し伝えますけれども、いろんな若いお母さんたち、PTAの皆さん、不満だけ言っているわけじゃなくて、村のよさというのも随所で言っています。ですから、そういうこともある中で、もうちょっと、もう何かあれば、もっともっと朝日村を好きになれるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ何か一仕掛けを今後みんなでもって練っていただけたらというふうに思います。私も一生懸命練りたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（清沢正毅君） これで小林弘幸議員の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、9番、塩原智恵美議員。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

私は今回2つ質問を用意させていただきました。

早速、初めの質問をさせていただきます。

朝日村ローラスケート場及びアイススケート場の管理と利用のあり方についてでございます。朝日村アイススケート場、針尾スケートリンクは長年にわたって村民に親しまれ、現在もなお村内外から多くの利用者が訪れています。このリンクは、ちょっときょう持ってまいりましたが、こういった古見スケートクラブ終結記念という冊子が発行されておりますが、この記念誌によりますと、地域の特性を生かしたスポーツとしてのスケートを根づかせたいという村民の熱意で、温暖化に影響されない立地という観点で、住民主導の中で誕生した施設であることがうかがえます。

スケート不毛の地からスケートの村として注目されるようになったのは、古見スケートクラブの取り組みを土台に朝日スケート振興協議会の発足。これにより子供たちの育成とリンク管理にかかわり、結果として国体選手の誕生、インターハイの出場、さらには世界選手権やワールドカップで数々の記録を出す選手が生まれるなど、当時のスケートは村の誇りであり、多くのスケートを愛する村民の希望や励みでありました。

その後、時の流れによりスケートを取り巻く環境は大きく変わりました。スケート人口は減り、天然リンクも県下では上伊那地方の3カ所以外は朝日村だけとなりました。村民のスケートへ寄せる思いからスタートしたスケートの歴史は、ことしで53年目を迎え、半世紀にわたって現在もなお続いていることは感慨深いものがあります。

ことしもあすはリンクの安全祈願ということで、リンク開きの行事があります。近年の温暖化の中でリンク管理も難しくなっていると聞きました。

昨シーズンまでリンクの管理は教育委員会を中心に朝日スケートクラブとシルバー人材センター、小学校PTAが担ってきました。中でも朝日スケートクラブはホームリンクであったことからリンク整備は熱心に取り組んできており、氷づくりのノウハウを熟知し、土曜、日曜の除雪もするなど中心的役割を担ってきました。ところが、今シーズンから朝日スケートクラブが監理から撤退することになりました。

これらのことから、今後の施設の管理計画や利用のあり方について3点お尋ねします。

1、朝日スケートクラブはクラブ員の減少により4年前から管理撤退の意向を示していたが、今日に至るまで対応できなかった理由。2、今シーズンの朝日スケートクラブにかわる体制はどうするか。3、来年以降のリンク管理のあり方をどう考えているか。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、塩原議員の朝日村ローラースケート場及びアイススケート場の管理と利用のあり方についてのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

朝日スケートクラブ員減少によりまして4年前から管理撤退の意向を示していたが、今日に至るまで対応できなかった理由という部分から入ってまいります。

その前に、今回12月の定例議会におきまして、村長提案説明にございました冬の季節になりまして、本年度のスケートにつきましては、あすリンク開きを行う予定でございます。スケート場は天然リンクでございます。気象条件に多少左右されますが、使用料無料、無料貸し出しのスケート靴300足をそろえて皆様をお待ちしております。多くの村民の皆様に、村外の皆様にご利用いただければと思っているところでございます。

なお、去年は暖冬の影響を受けまして、12月の滑走ができなかったため、滑走日は23日、利用者数は2,917人ということでございました。もし、12月も滑走できておりましたら、本来ならば4,000人ほどが滑走いただいていたという状況でございます。

それでは、塩原議員のご質問ですが、スケート場の管理につきまして、小学校PTA、朝日スケートクラブ保護者会、またシルバー人材センター、なおシルバー人材センターは平成20年度から委託をしております、そして教育委員会により、昨年度まで管理してきたのが実態でございます。

管理内容につきましては、例年シーズン初めに打ち合わせをさせていただいております。朝日スケートクラブ保護者会からは、昨年度クラブ員の減少により管理が難しいというお話をお聞きしておりましたが、打ち合わせの中ではスケートリンクをホームリンクとして使用する立場から、クラブ保護者会の皆様にはご理解の上、製氷作業等実施いただいていたと捉えているところでございます。対応ができなかったと議員さんはおっしゃられておりましたが、毎年ご理解のもと、打ち合わせのもとやっておりましたので、管理していただいたものと把握しておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

続きまして、今シーズンの朝日スケートクラブにかわる体制をどうするのかというご質問でございますが、議員ご承知のとおり朝日スケートクラブ保護者から、今シーズンにつきましては練習場所、ホームリンクを村スケートリンクから村外に移すというお話でございましたので、管理から撤退したいというお話がございました。スケートクラブ保護者の皆様には昨年主に練習後の清掃、これは竹ぼうきでリンクを掃く作業でございますが、それと製氷、翌日のスケートリンクの管理のため、準備のため水まきを行う作業等でございますが、そう

いったものの作業を実施していただいていたのが実態でございます。

今シーズンでございますが、平成20年度よりスケート場の管理は先ほど申しましたがシルバー人材センターに委託しておりますので、今回スケートの始まりに際しましてシルバー人材センターとの打ち合わせをしてございます。その中で、スケートクラブがやっていた部分についてもシルバー人材センターでお願いはできるということになりましたので、そちらについてはシルバー人材センターに委託していくということで方向性を持っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、じゃ来年度以降の管理をどうするのかと、あり方をどう考えているのかというご質問でございますが、来年度以降のリンク管理につきましては、今シーズン朝日スケートクラブ保護者会の管理撤退など、また管理体制が変わりましたので、平成28年度の状況を見させてもらいながら、長年、これからのまた長年スケートリンクは開きたいと思っておりますので、村のスケート振興に携わってこられた方々、またご協力いただける方々からご意見を頂戴し、継続的に運営管理できるよう取り組んでまいります。

これまで、朝日村スケート協会、以前の朝日村スケート振興協会でございますが、スケート協会は現在実質的な活動はなく、また朝日スケートクラブ員の今回のような減少など、スケート環境がまさに大きくまた変わってございますが、従来からスケートリンクの関係につきましては、民の力でスケートを運営してきていただいたというものがございます。今後もこれまでどおり、ハード面につきましては行政が当然行います。子供たちの指導はスケート経験者に、そしてまた管理はシルバー人材センター等に委託していくということで、まさに民の力をおかりしてリンクの運営管理を実施してまいるということでございますので、方向性でございますのでよろしくお願したいと思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 最初に、こうした質問をさせていただきましたのは、ちょっと後でお話しいたしますけれども、総務産業常任委員会の中での懇談会の中でそんな意見が出て、かなりその後、ちょっと私のほうの調査によりますと、やはりクラブのほうと教育委員会との温度差があるなど、今の次長の答弁を聞いてかなり温度差があるなということを感じました。しっかりそのところをコミュニケーションを図って、どうしたらこれがやっていけるの

かということは今度求められてくることかと考えております。

次の質問でございますが、今、小学校ではスケートの授業で各学年3時間ずつリンクを使用しています。天候にもよりますが2月上旬まで子供たちが安心して使える施設にするため、公民館の担当職員はかなり神経を使っております。リンク管理を知る関係者たちが共通して指摘する項目が2つあります。

氷づくりと除雪です。氷づくりについては、水をまくタイミングの見きわめとひび割れや穴のあいた箇所への補修など、リンクを安全に使うための管理があります。特に水をまく作業は男性が3人は必要となり、利用者が帰った後の夜、天気予報を考慮しながら、まくかまかないか、まくとしたらどの程度にするのか、その見きわめはなれるまで難しいといえます。また、1月下旬からは夜間と日中の温度差が大きくなることから、さらに難しくなるということでした。

一方、除雪につきましては、近年大雪に見舞われ、昼から夜間まで降り続くことがあります。昼間の除雪は先ほどおっしゃいましたようにシルバーとか職員、ボランティアの村民の協力に対応できるかと思えます。また、土曜日、日曜日は昨シーズンまではクラブの皆さんが担って協力しておりました。しかし、夜間については、これは職員が全部対応しているわけなんです。リンクは二、三センチ以上雪が積もると車で押し切れず、その上、氷の上に乗った雪が氷を解かすと、そのために状態が悪くなるために切れ目なく雪かきをします。この作業は大変な重労働で、深夜から未明まで職員が交代で作業しております。したがって、交代時間は1人の作業ということでありまして。これを知る村民からは、もしもの場合の事故や作業の安全性、健康面を心配する声が上がっております。

そこで、天然リンクを夜間整備している箕輪町の上古田スケート場を調べたところ、管理人を3人確保しており、夜の整備については2人体制にして、現場からの要請があれば職員3人を配置して、ことしで6年になるということでした。

これら氷づくりと除雪について、その仕事の内容を考えたとき、担当する部署はこのリンクの管理以外に公民館周辺にも体育施設や教育施設、これらをたくさん抱えております。その対応もしなければならぬということで、こうしたことを総合的に見て判断した場合に、これまでの管理体制にかなり無理があったのではないかと推察します。特に夜間のこととなります。

リンク管理に詳しい村民からは長い目で見た場合、職員が誰になっても対応できる体制づくりの必要性を感じるといった指摘があります。12月は新年度予算の編成期です。こうした

体制を考慮した予算にするお考えはあるのかお聞かせください。

今年度はとりあえずシルバーで乗り切るというお話がございました。来年以降についてもリンクは継続してやっていきたいと、ことしの状況を見て判断するという、そんなお話でございましたが、他の状況も鑑みて、また夜の職員の体制等も考慮して、そのあたりどのようにお考えか。

で、今シーズンは始まる所です。夜間の除雪体制、これについてはどのようにお考えか、これは一番最高の責任者であります教育長、教育長のほうから答弁をお願いしています。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 今回の質問につきましては、先ほど次長が答弁したとおりであります。状況に応じて今年度は対応していくと、次年度につきましては、先ほどお話のとおりさまざまご意見を伺いながら考えてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 夜間の除雪、そんなに何回も降雪する日はないかと思うんです。そのときに24時間雪をかき続ける。昼間もやっているかと思うんですが、それを管理するトップの責任者として、そういった職員の仕事についてはどのようにお考えですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 確かに大変な仕事ではありますが、私もことしこの職について状況は十分把握しているわけではありません。ただ、話として今のお話のような状況が生まれているということではありますが、今後どうしていくか、状況を見ながら判断するしかないかなと今のところは思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

[9 番 塩原智恵美君登壇]

○9番（塩原智恵美君） 夜間の職員の雪かきが連続的に行われるというのはかなりの疲労もあり、やっぱり健康面とか安全面というところに大変心配な部分があるわけです。

今後、状況を見て判断していくというのは、そのあたりのことを十分考慮していただけたのかなというふうに判断させていただきます。

それで、この除雪というのが非常に大切な作業であります。といいますのは、ただでさえ温暖化で滑走できる日数が減っている中で、除雪がもし仮にできないことによって、その滑走日数がさらに減るということも考えられるわけでございます。学校では既にスケートの授業として3時間、各学年組んでいる。小学校でもそのところは組んでいるという、そういった状況の中で、せめて除雪くらいはしっかりやっていただいて、そういった子供たちが使うリンクの管理として、そこはしっかりやっていただきたいと私も関係者も思っているわけなんです。そのあたりのところは教育長どのお考えでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

[教育長 二茅芳郎君登壇]

○教育長（二茅芳郎君） 今の塩原議員のご質問のとおり、そんな形で対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

[9 番 塩原智恵美君登壇]

○9番（塩原智恵美君） わかりました。施設管理者はやっぱり施設を安全に使ってもらうための管理体制とともに、施設の整備も求められるわけでございます。以下は施設整備と今後の利活用についてお尋ねします。

スケート場の利用状況を調べました。先ほど次長がおっしゃいましたとおりの数字でございます。結局23日昨シーズンは滑走し、2,917人の利用があった。1日当たり128.6人というところでございます。この数字はここ数年変わらず推移し、安定した利用状況です。県内のほかの天然リンクとは比較にならない立派な実績でございます。

利用者が多い理由を考えたときは、やはり滑走を確保するリンク整備があること。そして、その上で利用料が無料で、サイズをそろえたスケート靴の無料貸し出しもあると。スケート靴の貸し出し数は1,000足以上であるということで、この数字から見て、身軽に来てスケー

トを楽しむという利用者の姿がうかがえます。また、近隣にはない珍しい天然リンクを楽しみたいとする東京や神奈川、岐阜等の利用者もあるということで、針尾のリンクはプライムスキー場と並んで冬の人気のスポットになっています。

ところで、村の条例ではスケートシーズン以外の4月から11月をローラースケート場として使用できるとしています。これにより朝日スケートクラブでは冬を迎えるためのトレーニングの場として毎日使っています。ローラースケート場は平成2年にリンクの大規模改修にあわせて夏場も使えるように整備したものです。最近では、平成24年一部改修をしましたが、部分的に凹凸があり、使い勝手が悪くなっているそうです。

こうしたことから、今後もっと多目的に利用できる場にすれば外から人を呼び込める、そのために全面舗装という提案をいたします。その効果を3つ上げます。

1つ、近隣にローラースケート場がないため、大学などの夏期合宿先として利用できる。これはコテージの利用にも大きく影響するかと思われます。2つ目、インラインスケート、これは車輪が縦一列についているローラースケートのことをいいますが、この大会が招致できる。日本インラインスケート協会、これ2012年12月に設立されておりますが、学校教育現場など活発な普及活動をしており、長野県支部も現在立ち上げ中ということでございます。3つ目、ラジコン大会やスケートボードなど新しい種目の競技場としての利用が可能となると。

実は、これらの提案はご本人の承諾を受けておりますので、実名を使わせていただきますが、小学校でスケート指導をしている羽多野美映さんによるものでございます。美映さんをご承知のとおり、針尾スケート場で育ち、世界大会を経験し、現在はスケート人生で培ったものを次の世代につなぐ重要な役割をしています。経験も十分で豊かな人脈を持つことから提案内容も説得力があり、村の取り組む姿勢によっては施設の可能性が広がると考えます。羽多野さんのような人材は発掘すれば各地域にも存在するはずで、地域資源ともいえる民の力、先ほどから次長おっしゃっておりますが、この民の力をかりて管理も含めたスケートリンクのあるべき姿を、また活用についても検討する必要性を感じますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） ただいま塩原議員からは今のローラースケート場、またアイスス

ケート場に対しましてご提案をいただいたと思っております。

アイススケート場になる前のローラースケートにつきましては、凹凸があるということは事務局のほうもお聞きしておりまして、点検は何度かしているところでございます。その中で、事務局レベルとしましても、凹凸を直すに当たって一部分ずつやりますと、さらに状況が悪くなって、ローラースケートさえできなくなる状況が続くということが懸念されまして、実際はやっていないのが現実でございます。

また、やはり村の施設でございますので、予算という面を考えると、そこにすぐ投資ができるというものではございませんので、そういったもろもろの状況を踏まえながら検討をしているということでございます。

今、議員さんおっしゃられました3点の内容につきましては、この場ですぐお答えすることはできませんので、一つのご提案ということで受けとめさせていただき、また今後の村の活用も含めまして検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 財源の問題もありますし、一朝一夕にできる内容のものではないかと思えます。ですので、そういった地域に眠っているといいますか、もう存在している方もいますが、そういった人たちの発掘をして、ぜひテーブルにのせていただいて、あるべき村の施設の姿にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで、最後の質問とさせていただきますが、村長にお願いしたいと思っております。

村は昨年から法律の改正で行政が教育委員会と深くかかわることになったということでの質問と受けとめてください。

これちょっと余談なんですけど参考までにちょっとお聞きいただきたいんですが、村外に住む、かつて村民だった人に朝日村のスケートについて尋ねました。その人はスケートは冬の朝日村の顔、社会人となった今、改めて思うのはスケートが心と体を鍛えてくれた。また、朝日村独特の厳しい寒さが我慢することと頑張ることを教え、身につけてくれたと言っていました。

今回、私はことしのリンクの管理どうするのかなという、村民の心配な声を受けて質問をしたわけなんですけど、さまざまな方から話を伺ったり、またいろいろと教えていただくこと

も多くありました。最終的に先ほどの質問のとおり、リンクそのもののあり方、村は今後どうするのかということを持たずという結論に至ったわけでございます。

スケートは村の後期基本計画や総合戦略の中で、交流人口を増加するという項目で位置づけています。特に総合戦略で具体的事業として書かれていたのは、既存施設の利用促進という1行でした。これは具体的事業といえるでしょうか。例えばスケート場ならどんなイベントを何回組んで、これらの集客目標はどのくらいになるといった内容が具体的事業だと思いますが、現在はそれがないために、どうやって交流人口をふやすのかわからない状態です。本当に交流人口をふやす気があるなら、こうした現状など踏まえまして、また半世紀にわたって村民から愛され続けてきた歴史ある針尾スケートリンクについて、村長はこの将来の展望をどのようにお考えになっていらっしゃるのか。そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の今後の朝日の針尾リンクをどうするか。これは村の発展とどうかかわるか。もし、私の毎回の提案説明を見ていただきますと、必ず12月にはウィンタースポーツのことを申し上げております。その中で、今スキー場のほうが盛んですが、必ず最初にスケート場を言っている、その意味を分かっていたきたい。まず、ここからです。

それから、私は村長になったときは、あのスケートリンク、ざるでありまして、氷が張ってもどんどん水が下がってしまって、どんどん氷が下がっていました。今、下がらなくなりましたのは、先ほど申し上げましたように24年に、個人の名前が出ましたので羽多野さんの私は意見を聞いて、そしてローラースケート場にできるように再整備をさせていただきました。

朝日の歴史はやはり戦後はスケートから始まっていますから、そういう意味で今、社会情勢は大分変わりましたから、スケート人口、非常に少なくなってきておりますし、先ほど来から次長が言っていますように、民の力でお願いをしたくても動けない状況になっている。そして、今の若い皆さんはなかなか率先してできない。若い人が率先してやると、私どももそうですが、自分の仕事も犠牲にしなきゃならない、なかなか今の人はそういう点でできないのが実態であります。

しかし、やはりこの世界、行政はハードに関しては、私は今後とも取り組んでいつでも行きたいと思っています。であります、先ほど例えばスケートの選手の夏期の合宿にという

ことなら、もし具体的にそういう話があると、当然整備は考えます。ただし、線香花火で終わることには投資はしない。これは私の大前提でありますから、その辺をご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 了解しました。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、2問目の質問をお願いいたします。

保育園・小学校における給食の地産地消の取り組みについてでございます。

現在、朝日小学校の給食は積極的に村内産の米や野菜を使っています。実際にどれだけの品目を使っているのかを調べたデータがあります。昨年県の農政部が教育委員会を通して実施している県産農産物利用状況調査によると、朝日村は学校給食で取り扱う全体の食品数のうち33.3%が村内で生産されていることがわかりました。ちなみに中信教育事務所管内の19市町村の平均値は23.2%ですから、朝日小学校児童はいかに地元の野菜を多くとっているかわかります。

国の目標は平成32年に30%以上としています。朝日村は5年前倒しで達成しています。なぜこうした結果が出たか主な理由として2つ上げられます。

1つ目は、学校給食において地場産物を積極的に活用する法律が整備されたこと。これによって、村の後期基本計画や総合戦略にも地産地消を推進すると明記されています。2つ目は、昨年朝日小学校が行った生活点検調査の結果、朝食に野菜を食べる児童が半分しかいなかったことです。このことにより、小学校では児童が1日に必要とする野菜の量の半分を給食でとれるように取り組みを進めました。地元産の野菜は新鮮でしかもおいしいため、給食室は全ての児童に喜んで食べてもらうために調理の工夫をし、その結果、児童たちは完食しています。小学校では学齢期における健康という観点で食は大変重要と捉え、こうした取り組みをしています。

一方、保育園では地元食材を使っているのはわずかです。6月から11月の週1回と、これとは別に特別の日として朝日食材の日を設け、6月、8月、10月の月2回、このときはたっぷり地元の野菜を使うということでした。

さて、保育園と小学校にこうした地元野菜を提供しているのは、朝日村農業者担い手協議会です。担い手協議会の食材提供は平成20年から始まり、熱心な取り組みにより年々取り扱い品目や量もふえてきました。

先月、議会総務産業常任委員会と担い手協議会との懇談会があり、その中で学校給食に寄せる思いや抱える課題について話を伺うことができました。担い手の皆さんの学校給食への思いはスタート時から現在まで変わることなく、とれたての新鮮な野菜をたくさん食べてもらい、元気な朝日っ子に育ってほしい、そのために市場価格は度外視した安い価格で提供していると話されました。ことしのような高騰した年であっても、野菜は決めたとおりの値段で届き、学校現場では大変助かったとっております。

一方、課題は食材提供の取りまとめをする人材確保の問題です。現在、学校への食材、野菜提供は担い手協議会の中に取りまとめ役がいて、交代で担当しています。仕事の内容は給食の食材として使う野菜の分担表づくりとそれに伴う会計処理が主です。野菜は当日の割り当てとなった人がその日の朝8時までに小学校へ直接届けます。この7年間ずっとこうした状況でやってきたのですが、担い手協議会の皆さん一人一人が野菜農家であり、育児や主婦、人によっては介護者でもあり、その実態は大変忙しく、時間を切り詰めたいっぱいの中でやっています。

このため、今後も安定した食材提供を続けるために、学校と生産者の中間の役割をする人材の配置など、供給体制を整備できないかという意見が出されました。これらにより以下の質問をいたします。

1、小学校給食における地産地消の取り組みの評価。2、保育園給食に地元野菜を毎日取り入れる考え。3、保育園から小学校、中学校まで地産地消を進めるための供給体制整備の考え。

以上、3点をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） それでは、塩原議員さん2つ目の質問に答えさせていただきます。

後ほど上條昭三議員にも同じような中身がございますので、そっちにもちょっと触れるかなと思います。

今まで私個人のことでありますが、給食を食べるほうの側で、朝の検品とか調理の流れ、給食室の状況、それを管理する、そんな程度で、いかに食材が提供されているか詳細は認識不足でございます。今回、議員さんの質問で改めて確認することができましたことを感謝申し上げます。

それでは、今後の質問にも関係してきますので、多少長くなりますが、今までの体験や感想をお話しさせていただきます。お許してください。

まず、学校施設全体を案内していただく中で、校舎をメンテナンスしながら愛着を持って管理されており、日ごろの努力に感謝申し上げます。しかし、築28年にもなると随所にふぐあいが発生してきます。修理箇所の予算化計画も立案されている。ぜひ優先順位をつけながら実行に移されたい。学校給食にも食物の地産地消や栄養面も熱意と工夫をもって取り組まれており、お礼申し上げますとともに、朝日の子供たちは本当に恵まれていると感じます。

この文書は10月25日でございます、小学校で実施した随時監査と申しますか、監査委員さんの報告書の内容であります。このとき給食も一緒にしながら監査をしていただいたわけですが、特に個人的に給食が強く印象に残っております。その理由はこれから申し述べますが、本当に担い手さん方のご苦勞を知ることができました。

その理由であります。栄養教諭、毎回給食便りというのを発行しております。その給食便りでお話ししますが、給食便りというのは献立や食材に関するものが毎日記載されておりまして、低学年は担任の先生が読みます。高学年は給食委員の子供が読むんですがね、毎日出しているものであります。この中の一節であります。けさの給食室は野菜が1つも来なくて仕事にならない。8時に入荷される野菜が来ないので、担い手さんのSさんに連絡をとると、けさは霜がおりてキャベツが切れなくてごめんなさいと、露にぬれたぱりぱりの新鮮なキャベツを届けてくださいましたと、こういう文章であります。担い手さんのイラストが入った、笑顔のイラストが入った給食便りでありましたが、この日は本当に寒い日でありました。霜がこの冬一番の寒さでしたかね、最初の日であります。朝日の中、かちかちに凍ったキャベツを切るつらさも伝わってきた文章でありました。

同様の経験が11月9日、これは村長と一緒に小学校で給食を食べる機会がありまして、村長は1年生、私は6年生の教室で食べました。そのときに食材にサツマイモが出ました。食べながらこのサツマイモおいしいねと言いましたら、隣にいた女の子が、その隣の女の子を

指さして、この子のうちでつくったんだよと言ってくれました。改めてサツマイモおいしいよねと言いましたら、そのサツマイモを提供した子がとてもうれしそうな顔でほほ笑んでおりました。

いずれにしても、子供たちのために献立をつくる栄養教諭、食の安全・安心のために今は冷たい水で野菜なども前処理しております。それからアレルギー対応もやっています。そういう調理員の毎日250食に上りますか、調理の先生方がいらっしやいます。実は調理員の先生方、調理をしているだけではなくて、これ恐らく初めてごらんになると思うんですが、毎日こういうのをつくっているんです。ごらんになったことございますでしょうか。また、後で回しますのでぜひ見てください。調理の流れなんです。これ以外にも健康面で結構これやっておられますが、これまた回しますのでぜひごらんください。

できるだけ手短にという話がありましたので、途中はしよらせてお話ししますが、またこれ平成23年12月の定例会で村長が述べておりますが、この年の明るい話題として、県の地元産食材を使った給食コンクール、これ63校ですかね、その中で秋祭りというテーマで給食を出しました。これが優秀賞をとっています。そして、担い手さん方による地産地消の取り組みに関し、議会において村長みずから敬意を表しておるわけであります。

これらを含めて私自身も大変感謝を申し上げる次第とこのように捉えていただければと思います。

もう一つ、このウェブ新聞の中で、地産新聞ウェブといいます、またウェブで見てください。これ4月は朝日小学校の様子であります。栄養教諭の思いがちょっと載っているんですけども、担い手さんのことから地産地消のことまで載っている新聞でございます。この辺をごらんになったのでしょうか、福岡県の直方市の議員さんがまた視察に来るということを知っています。

何にしてもこの朝8時に間に合わせるという担い手さん方の給食に対する思い、本当に熱いものがあるということで、本当に重ねて感謝申し上げている次第であります。

保育園のほうであります。実は6月から11月まで週1の割合で県産品使っておりますので、議員さんの言っているように少ないということではないかなと思います。3年前までは結構入れていたようではありますが、可能であればもっと多く入れたいと、こういう思いがあります。

これにかかわってちょっと木曾郡のお話ししますが、朝日村と同じくらい200食をつくっ

ているある学校の栄養士さんちょっと伺いましたが、木曽は地元産がなかなか供給できないと。これだけ供給できている村、本当に子供たちは幸せだというふうに感じております。

今までのお話をしてまいりましたが、教育委員会に対する質問でありますけれども、機会を捉えて担い手さん方の思いや願いを伺いながら、教育委員会のみではなく、関係各所、それから関係諸団体も交えなければいけないかなと思っておりますが、連携相談しながら、将来的に見てどのようなことが可能なのか、またやったとしても途中で切れるということがあってはならないと思いますので、そのように息長く続くようなよい方法を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 最後の教育長のお答えは今後の供給体制の整備のことについてのお答えと捉えましたが、それでよろしいわけですね。

〔「はい」の声あり〕

○9番（塩原智恵美君） 実は、担い手の皆さんのこうした悩みというのは、これもそうなんですけど3年くらい前から教育委員会に相談をしていたと。その内容についてはこれから申し上げますけれども、なかなか対応できずに現在に至ってしまっているというところでございます。

保育園の給食のことですが、なぜ毎日地元の食材を使ってもらいたいのかという理由を少し述べます。

先ほど前向きなお答えをいただきましたので、私としては、また現場の給食サイドでも毎日でも提供いただきたいというような思いがあるものですから、それでその理由なんですけど、保育園で今170食の給食を扱っています。中にはゼロ歳児といわれる生後10カ月の離乳食をとる乳児もいます。離乳食というのは、大人と同じ食事をするための第一歩であると。しかもいろいろなものをおいしく食べることで味覚が発達して、食事を楽しむことを覚えるという人として生きるための基本がそこで養われるというふうにいわれます。しかも、4歳から5歳までで味覚の70から80%が確立するという、そういった立ち位置になります。そういうことで見ますと、保育園での給食ということの重要性というのがよくわかるかと思うわけなんです。

しかも野菜というのは時間がたつほど栄養素が失われて、また今は四季を問わず野菜が巡回しておりますが、本来は個々の野菜にもそれぞれ旬がある。露地野菜はそれに該当して、旬のものが最も栄養価が高いことは実証済みであります。こうしたことから、地元でとれた新鮮な野菜を毎日給食として使うことは、そのことによって朝日村の野菜の味を覚え、その上味覚の土台を築くということで、保育園では毎日使いたいという意向でございます。

実は鉢盛中学校でも朝日村産のおいしい野菜を提供してほしいと担い手協議会へ依頼したのですが、小学校だけで手いっぱいだからということで断られたという現実があります。

結局、学校や保育園では毎日ニーズはあるのに、食材を提供する十分な体力がないために対応できていないという、非常に残念なことが現実には起きているわけです。

このことについて、後期基本計画や総合戦略にも地産地消を進めるということは位置づけられているということもあわせて、その関係者をぜひ集めていただいて、早急にテーブルにのせていただきたいと思うわけでございます。

担い手の皆さんに戻りますが、本当にこういったことをスタートしていただいた担い手の皆さんには感謝するところでございます。そののところ、今後最もいい形で、ゼロ歳から義務教育まで朝日村産の野菜で子供たちを育てるといふ、そういった誇りとか気概を持ってやっていくということは、これ立派な子育て支援だと思ふんです。食という切り口から見た子育て支援だと思ふんです。これは他に負けない朝日村ならではの施策だと思ふんです。

そういった立ち位置で、ぜひ担い手、その間を取り持つ、生産者と現場の間を取り持つコーディネーター、その設置について、ここはちょっと村長に伺いたいと思ひますが、ぜひお願いいたします。その設置をやっていただきたいと思ふわけなんです。担い手の皆さんの思いもしっかりありますので、そのあたりのことを考慮してお願いしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員のまさに自分の、朝日の村でとれた野菜を子育てに使う。一番大事なことが落ちています。まず、家庭です。それがあって学校給食です。ここを忘れちゃいけません。大事なことは今、家庭でそれを対応していないというのが、今大きな課題であります。でありますから、勢い学校でというところになってきます。

まずは、私は塩原議員のその食に対する子育て支援は、家庭でみんなで食べましょう、これが一番先です。そして、その次には学校でも取り組みましょう。

私も毎年担い手協議会の総会には必ず出ておりますから、確かに先立って野菜を集めてい

る人の大変さは、私は十分、取り組んだ平成20年から承知しています。今、担当している人が3人目か4人目、3人目になったと思います。その苦労も十分私も承知していますから、その総会ではいろいろ話をしています。

ただ、そのときにやはり担い手の皆様方はやはり自分たちの子供、朝日の子供たちを育てるためということで、私的には苦労話は一度も聞いたことはありませんけれども、人によっては違うことを言うのかなと今思いながら聞いておりましたが、しかし、先ほど議員が言いましたように、とにかく先立ってやる人の大変さは十分私は承知しております。

そういう意味では、教育長が言いました平成23年に長野県で優良賞を受けておりますし、そしてことしの全国の新聞では全国に載って、今、全国に朝日村のすばらしさを発信しているのは実態でありますから、そういう意味で担い手の皆さんの地元産で給食を出してもらっている、これには感謝、私はいつもそのときは感謝をしておりますが、そういう意味で今後どうするかは、やはり担い手の皆さんも長く役員をやっていないので、1年ぐらいでどんどん交代しますから、人によって対応が変わってきている、これも実態でありますから、そういうことを含めながら私も機会があるときに担い手の皆さんと、しかし担い手の皆さんの一番大事なことは、学校給食に野菜を出したら自分のうちの所得に大きく影響しちゃうんですよ、現実には。箱でとってどんどん出せばいいときに、何個という計算でやっていますから、それはとにかく大変なことは私は承知しています。

でありますから、これがもし違う方法でできて、担い手の皆さんからも協力してもらえる、例えばケース、箱ごとに協力してもらおうとか、そういう対応ができることができるのかどうか、これは、まだ私は限定したことは言えませんが、希望としては役場庁舎のところにビックができて地元産を使うと言っていますから、こういう方法でできるかどうかはやはりこれからの課題と思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、時間が過ぎています一言お願いします。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） コーディネーター設置による効果というところにちょっと触れられなかったんですが、その人が設置されることによって、担い手以外の皆さんが野菜を供給するという、そういった仕組みもできるわけです。

もしかしたら、これが福祉の現場にも供給できるという、そういう立ち位置にも変わって

いきます。ビックの現場にも運ぶ役割もできるかもしれません。非常にコーディネーターの役割というのは大きく膨らみますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を入れさせていただきます。

それでは10時50分まで休憩させていただきますのでよろしくお願いします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） 次に、10番、林 邦宏議員。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私は2問について質問させていただきます。

まず最初に、小学校トイレ環境の改善について、今どきの子供は洋式トイレも使えないなんてと嘆く大人の声も耳にいたします。しかし、水洗化が行き届き、生活体制が洋式トイレとなっている今日では、自然の成り行きだと思います。

朝日小学校も間もなく築30年目に向かいトイレ改修を切望する声が児童、先生方、PTA役員、村民の皆様から寄せられております。学校行事で来校された祖母の皆様からは特に洋式トイレが希望され、日常的に使用する児童・生徒からはトイレの洋便器化とトイレの4K、臭い、汚い、暗い、怖いを改善して、気分よく生活できるよう環境改善を図り、集中して学習に取り組める体制を文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用し、新年度予算に計上し事業の実現を図ってください。村長の方針をお伺いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） それでは、林議員さんの最初の質問に答えさせていただきます。

10月29日であります、新教育委員会制度にのっとりまして、村長の招集で本年度2回目の教育総合会議を行いました。ここで保・小・中まで参加いただきまして、4月からの状況、それからその後、次年度に向けた課題、その辺を述べてもらったわけではありますが、そこで、この中で村長から既に築28年を迎えた小学校のトイレ改修について、話題が投げかけられております。

このトイレにつきましては、11月10日でありますけれども、ことし4月1日現在の全国の小・中学校、公立です、その日常使うトイレについての調査結果が発表されました。洋便器の関係であります、洋便器率と、洋式率といたたらいいんですかね、これは43.3%、その残りが和式というふうになります、長野県全体では45.7と全国に比べてちょっと高くなっています。

朝日小学校は多目的トイレも含め、全て確認しましたら30.4%という状況であります。小学校の施設は、先ほど塩原議員の回答でもちょっと触れましたが、監査委員さんの報告に通じますけれども、当然人工物は完成から朽ち始めるといってちょっと語弊がありますが、老朽化が始まりますので、28年もたっておりますから当然改修すべきところは出てくるというふうに思います。

まず、子供の安全に直接関係する喫緊の課題になりますが、雨漏りのある体育館、この屋根の改修を早速行わなければいけないというふうに思っております。その後、トイレの改修に取り組んでまいりたいと考えております。予算の立案は全庁的に総合的な観点で考えてまいりますので、計画的に取り組んで、今の私の思いであります、子供の意見もトイレ改修取り入れて、自分たちがつくったトイレと、そんな思いが生まれることも大事にしながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 朝日小学校は昭和43年に教室棟が完成して、それでその翌年の結果

的には平成元年になるわけなんです、それで体育館とか特別棟のほうが完成したというような形、やはり28年から29年経過してしまっていて、確かに洋便器もあるんですけども、やはりそれは旧型で、それでトイレの中は換気扇等がなく、それから換気扇がわりの多分窓だと思ってしまうんですけども、その窓の開閉もやはり今風ではなくて、開閉して場合によって風が吹けばぱさんと閉まるとかと、非常に不安を残すような、安全面でちょっと不安が残る、そういうような形になっていたり。

それから、あと特別教室に本来だったら、今はシャワーだけになっていますけれども、トイレがないとかというような形、やはり改善を要すところもあり、それからなおかつやはり一歩間違えればけがにもなりそうな窓の開閉、この辺ほどの窓もそうになっていますけれども、そんなところがあって、そういう箇所が教室棟関係1階、2階、それから教室棟の南側になるんですか、その辺もそういう箇所があるものですから、やはりそういうところはできるだけ早い時期にやっていただいて、そしてこれは予算との絡みもあると思いますけれども、私の知り得ている範囲では、費用の3分の1は文科省から補助金が出るというふうに捉えているものですから、その辺も有効活用して早目に対応していただきたいなと思っていますけれども、その辺順位はいろいろあると思いますけれども、その辺にやはり優劣をつけるならば、私もやはり雨漏りも大事な大変なことですけれども、やはりそれと並行してやっていただいて、そしてなおかつ報道によればトイレ症候群ですか、やはり和式トイレは使ったことがないからもう学校行くのが嫌だというような、そういう児童も見受けられるという話も聞いていますし、少なくとも当朝日小学校からそういう児童が出ないことを願っていますし、低学年になればなるほど洋式の便器をなれ親しんでいて、和式は非常になじみが浅いというようなことで、場合によっては使い勝手ができないという、そういう子もいるみたいなものですから、その辺も考慮されて前向きな姿勢で、よりスピード感を持って対応していただきたいなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 林議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

現時点では、2年間かけてトイレ改修は行っていきたくて思っております。先ほどお話もしましたように、可能であれば子供たちの意見、例えば壁紙の色をどうするかとか、そんなことも子供たちに考えさせて取り組めたらなというふうに考えております。できるだけ早目

に取り組みたいと思います。

もう一つ、これもまた検討する材料になるかなと思います。全て洋式がいいのかどうかということも考えなければいけませんし、また洋式になったからといって全ての子供たちが学校で用が足せるかといいますと、非常に難しい部分があります。これ12月7日の読売新聞の記事であります。全国4,800人の子供たちにアンケートを行った結果が載っておりますけれども、例えば改修したとしてもトイレで排便しない子、約50%だそうであります。でありますので、トイレ改修に向けまして、子供たちの排便とか健康に関する教育もあわせて、家庭へも啓発して行っていく必要があるのかなということを感じておりますので、またその辺もあわせて、その時期になりましたらまたご相談することも出てくるかなと、このように思っておりますのでご理解よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 12月2日に小学校のほうで児童らにトイレに関する調査をしていただきましたらば、その結果をちょっと披露したいと思いますけれども、男児生徒は119人に回答していただいて、男子生徒の場合は全てが大便ということが目的での話になっておりますけれども、119人中100人は洋式にしたいと。それで、和式についてはどちらでもいいというよりも和式でもいいよという、そういう形で内容的には一応和式になっておりますけれども、19人ということで、そういう対応されています。

それで、女子のほうは102名なんですけれども、洋式でなくちゃいけないという方が45人で、たまたま洋式が各棟に1つぐらいしかないものですから、とにかくないから和式を使うと、そういう形であれば全部洋式にしたいと、もう一つは便座が冷たいからということで、その辺を嫌っていると。だから、それは旧式な洋式の便座ですからそうだと思いますけれども、そんなことで今風の形にすれば、全てが洋式を望むというような、そういう結果が出ているというふうに学校から報告受けています。

そんなことで、小学校としてはそれをあれしますと、やはり9割の方が洋式を望んでいるというような結果にはなっておりますけれども、その辺はぜひ再度内容を精査していただいて、対応していただければと思います。

それと、これからコミュニティスクール等があつて、多分高齢者の方、そういう方たちが

来校される機会というのがどんどんふえるんじゃないかなと思います。

そういう意味で2年間にわたってという形で改修を進めたいということなんですけれども、ぜひその辺も踏まえて対応していただいて、子供らが情緒の面からも、情操教育でトイレがきれいになればちゃんと清掃もそういう管理もできるという、そういうしつけの場所にもなるんじゃないかなと思いますから、その辺もあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

この質問については以上で終わります。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 2問目につきましては、ちょっと数字等のやりとりがあるものですから、皆様のお手元に数字関係の背景とかその辺をお配りしてあります。この数字については全て生活環境課のほうからいただいた資料をもとに、私のほうでそれを分析した数字も一部ありますけれども、そんなことでごらんになっていただければと思います。

そして、この質問をしたかった私一番の背景は、熊本の地震後に熊本ではやはり不明水で大混乱を招いたと。それから、北海道の釧路市では台風11号によって大雨が入っちゃって、そしてそれによってトイレの使用ができなくなり、廃液処理場のほうにおいても、やはりそれ相応の被害をこうむったということで、両市とも、熊本市の場合は有明海、それから釧路市のほうでは太平洋ということで、その設備がNGになっても、やはり流域には直接は迷惑というのか、そういうことに関してはある程度甘く見ていただけるような、そういう環境にある廃液処理設備というのか処理場になっていますけれども、朝日村の場合はやはり流域があり、しかも長野県の、長野県というか信濃川の源流に近いところで流域に関して放流する水質は、やはり規定を必ずキープしなくちゃいけないと、そういう義務が課せられているものですから、そういう背景でこの質問をさせていただきます。そんなことで数字のやりとりやもろもろありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

上下水道の機能維持について、ライフラインである上下水道の機能維持は、村民生活必需条件です。熊本市では熊本地震後の6月、大雨に見舞われた折、下水道処理場に処理能力を超える大量の汚水が流れ込み、設備が冠水し大被害を受け、また一連の余震の後には流れ込む汚水量がふえ、処理する薬品の消費量がかさみ、ランニングコストの上昇が余儀なくされている。

釧路市では9月の台風11号の上陸で、市民からトイレの水が流れないという苦情が多数寄せられ、仮設トイレを設置する異例の処置で対処したと報じられ、原因は地震による污水管渠の破損箇所からの地下水の侵入、何らかの原因でできた污水管渠のすき間から侵入した地下水ではと考えられている。これらの侵入水を不明水と呼ぶと。

不明水は下水処理設備に流入すると想定した污水よりも多くの量が流れ込んだ水の総称で、流入する経路や原因がはっきりしないためこのように呼ばれています。

当村の下水処理施設では設備や機器の長寿命化対策は計画的に執行されておりますが、処理施設に污水を流入させてくる各5区からの基幹線管渠の総延長は49キロメートル余りで、西洗馬が15キロメートル余りで一番長く、次に古見の12キロ、小野沢12キロ、針尾5キロ、入三5キロで、管渠の直径は200ミリです。下水道業務にかかわる数値では、污水配管の管理値は不明水の量ではないかと思えます。

当村の不明水量数値は、平成23年は2,071立米、5年後の平成27年度は2万3,704立米となっております。5年間で数値上では11倍の増加です。また、有収率も5%余り低下しております。

今後の水道送管や、污水管渠の機能維持管理方針をお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

曾根生活環境課長。

〔生活環境課長 曾根克仁君登壇〕

○生活環境課長（曾根克仁君） 林議員ご質問の上水道の配水管並びに下水道管渠の維持管理、機能管理の方針についてということでございますが、議員ご承知のとおり当村の下水道の整備、これは平成3年度から着手をいたしまして、平成7年度末で、平成8年3月でございますけれども、農業集落排水地区3地区と特定環境保全公共下水道事業で整備をしました地域、これの面的整備、管渠の布設工事、それと処理場が供用開始になったということで、長野県内でもいち早く下諏訪町と朝日村だけが普及率100%ということになりました。

また、地元の建設員さんのご努力と村民の皆さんのご理解によりまして、供用開始後3年目平成10年度末には接続率が79.4%ということになりまして、これも全国的にも異例ともいえるような、そんな水洗化率でございます。

村民皆様方の生活環境に対する理解の水準の高さ、これを非常に感じているところでございまして、長野県の排水処理人口の普及率、これ26年度末で申し上げますと、97.3%ということで、全国でも第5位という状況でございまして、長野県も大変高いわけでございます

が、そういう中で、今、下水道につきましては、建設工事から維持管理の時代を迎えたと言われております。

先ほどの議員の中から数値の関係でご指摘を頂戴しましたピュアラインあさひの有収率につきまして、若干補足をさせていただきますけれども、数値的なものは私どものほうから出ておりますので申し上げますけれども、先ほど比較の中で27年度の数値取り上げをいただいておりますけれども、27年度につきましては、ご存じのとおり水処理施設の整備の工事をしております。そんな関係でOD槽の水位を下げる、そういう特殊事情がございましたので、処理水量が大分ふえてございます。これはそんなことでございますので特殊事例ということで、27年度については参考数値になりませんので、26年度の数値で23年との比較をしたものを申し上げます。

23年度に対しまして、年間で不明水として5,580立方くらい、約1.3%の増でございます。1日の平均流入量の関係で申し上げますと約1.1%相当の増でございます。これらが不明水ということで判断をしているわけでございますけれども、これにつきましては通常の降雨によります想定範囲内でございます。また供用開始後20年を経過しております管渠半径、そういう中でも今まで見てまいりましたけれども、有収率も大きな変動がございません。

また、平成13年度以降、定期的を実施をしております管渠の点検結果、これらも勘案する中で、著しい管渠の劣化だとか、故障等は見られないということで認識をしております。

ご質問の中で浄水場、上水道管、水道管のことがございましたが、水道管は約41キロ市内にございまして、下水道とあわせまして、やはり平成3年から基幹管路ということで約41キロの上水管の整備をいたしました。下水道管につきましては約50キロございますが、朝日村は古見、西洗馬、小野沢と大きく3路線で約3等分が入っておりますので、管渠の口径につきましても200ミリのものに対応ができているという状況でございます。

これら、水道管、下水道管につきましては、ほとんど地下埋設管でございます。水道管につきましては法定の耐用年数は40年、下水道管におきましては50年とされております。これは法律で規定をされておりますので、40年後、例えば50年後に経過した、そういう本管等につきましての修繕だとか更新等につきましては、当然補助の対象にもなります。

そういう中で、村としましても上下水道につきまして、それぞれ計画を持つわけでございますが、水道につきましてはアセットマネジメント計画、下水道につきましてはストップマネジメント計画というものがそれぞれございまして、施設全体の維持管理だとか、改築計画、こういうものが必要でございます。ただ、そのほかにも先ほど申し上げましたとおり、下水

道で申し上げますと、定期的な管渠の点検結果。また、水道でも通常管理をしております管理日報等、そういうものが基礎資料として必要でございます。本年度策定中の経営戦略の中でも今後の中長期的な整備計画、そういうものを見据えたものとするようにしてございます。

また、議員お話の熊本県のような全国的な大災害、各地でありますけれども、こういうものにつきましては、当然村だけでは対応が不可能でございます。近隣の市町村を初め近県、これは中部地方等も捉えておりますけれども、そういうところとの災害の応援協定も当然結んでございますので、大災害についてはそういうもので対応していきたい、そんなことを考えております。

いずれにいたしましても、村民皆様のライフラインの確保、これは最重要課題といたしまして捉えております。長期的な視点で適正な維持管理に努めてまいりたい、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 先ほどの課長からのご回答で27年度の数値はそういう事情があるということに理解いたしました。

あと、今度はこれに伴って、これがあったものですから、その右下にあります平成28年度のピュアラインあさひの下水道処理の数値を出していただいて、4月から11月まで出しているという状況があります。この中で、やはり気になるのが5月と、それから10月、不明水がそれぞれ27年度の月間の数値に似通った、そういうような数値が出ているということで、他のところはほとんどそのままなんですけれども、その辺ほどのようにこれを分析というのか、解析されたのか、その辺お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

曾根生活環境課長。

〔生活環境課長 曾根克仁君登壇〕

○生活環境課長（曾根克仁君） 1点、林議員、26年度と同じ数値に現在なっているかと思っております。27年度の数値とは大分異なっておりますので、その辺訂正をさせていただきたいと思っておりますが、5月、それから10月につきまして量がふえております。今現在、大体7,400立方くらい不明水と思われるものが28年度入ってきておりますけれども、これは26年度の年間

のものとはほぼ同等の数字になっておりますので、その辺は数値ちょっとご確認をいただきたいと思っておりますけれども、その中で分析の件でございますけれども、5月、それから10月につきましては、実は比較的雨が深い月でございます。

ことしの降雨量調べてまいりますと、5月、それから10月につきましてはピュアラインのほう、日常管理の中で雨の降った日、それぞれ把握をしておりますけれども、5月と10月につきましては、例年よりも若干多くなっております。そんな関係で量がふえている。ただし、先ほどから申し上げておりますとおり、不明水、これ年間を捉えて私ども考えております。月ごとに若干量がふえましても、ご存じのとおりオキシデーションディッチ、大変大きな池でございますので、その中で十分対応をするということではしておりますので、全体的な不明水の量から申し上げますと、通常の年とはほぼ同じだというふうに判断をしておりますので、維持管理の中で大きな支障がない。また、管渠のほうで大きな破損はない、そういうことで認識をしております。よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） やはり5月と10月の不明水のこの量に関しては、私もやはり多いなと思っております。思っていてそのほうに管渠には問題がないというような回答をされておりますけれども、やはり降雨のあるときは、もしくは5月って雪解けということはないんでしょうけれども、そういうときはやはり不明水がふえているわけです。ということは、問題ないとはおっしゃっていても、やはりそれなりきの原因はあるんじゃないかなと思います。

それと、ちょっとそれと違うんですけれども、9月の場合、9月の場合は前半はすごく天気がよかったんですけれども、下旬に近い18日ごろからほとんど雨が降って、降雨のない日のほうが少なかったというようなところで、この辺のところの不明水が477ぐらいですか、そういうところが実際有収水量というのは3万9,073立米というようなことで、断トツにこれ出ているんですね。このときの平均でいいますと3万6,000ぐらいが平均なんですけれども、それに比較しても約2,000立米ぐらいは余分に有収水量が出ているということで、その2,000立米ということは大変な数字だと思うんですけれども、その辺はどのように捉えておられるのかお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

曾根生活環境課長。

[生活環境課長 曾根克仁君登壇]

○生活環境課長（曾根克仁君） 議員、大変恐縮でございますけれども、有収水量につきましては、これ水道のメーターを通った量をとっております。処理水量につきましては、実際処理場に入ってきた量をとっている。これはご存じだと思いますけれども、私どもどうしても年間で物事を捉えてまいります。月々のものにつきましては、水道の検針等10日から20日の間でやっておりますので、その部分の差異が生じます。これ月ごとで数字を捉えられますと大変私ども大きな違いが出てまいりますので、年間で捉えた場合に私ども考えております。

それと、管渠につきましては、ことしも当然点検をしてございますので、そのときに目視点検をする中で、極端な水の量が流れているというものは一切確認をしてございませんので、そういう意味から私ども考えまして、1つは数量を計算するときの基準の日がずれている部分、その部分で若干の差異が月々出る、これはやむを得ないものでございますので、年間で捉えた場合での有収率から申し上げますと、何ら大きな変動はない、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

○10番（林 邦宏君） 朝日村は上流のそういう廃液処理設備であるという、そういう観点から見ますと、やはり不明水というのはできるだけないにこしたことはない。そして、もしあればやはりどういうラインから入っているのか、どういう系統があるのか、そういう見きわめなり、それをして早期に対応して、もう一つはやはりランニングコスト等も引き下げなくちゃいけないですし、それから当然余分な不明水が入ってきますとそれなりに設備に負荷がかかり、そしてなおかつそれ相応の場合によっては水質の悪化も招くこともあり得るんじゃないだろうか。

そんなようなことで、やはり先ほど月々の有収水量の把握というのが、月がまたがったりいろいろあることとは思いますが、やはりとにかく細かなところから見ていかないと分析はできないんじゃないかなというような思いがあるものですから、年間で見たりなんかすると全てがそういう箇所が見失うというのか、やはり見損なっちゃうというような形があるんじゃないかなというのが、これ私個人的な思います。

そういう意味で、できるだけ分析するときはそれなりきの対応で対応していただき、そし

て要は不明水がふえたときは実態どういう状態なのか、少なくとも不明水というのが入れば、要するに汚染の濃度は希釈されて薄くなりますから、その分は内容とか変わらないんでしょうけれども、やはりそれによってそこにある活性汚泥等の状態も変わってくると、やはり下水処理場の能力もやはり低下しちゃうんじゃないかと、そんなような副産物もあるものですから、その辺もやはりしっかりと見きわめて対応していただければなという思いで、こんな質問をしているわけです。

あとは、今度変わりますけれども、上水道のほうなんですけれども、上水道のほうもやはり耐震に関してそれなりきの対応をされて、震度6ぐらいの振動があると緊急遮断弁が遮断されて、給水がしないというような話を聞いておりますけれども、それを貯槽している貯水タンク、その辺については耐震性はどんな形になっているのか、その辺は大丈夫なのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

曾根生活環境課長。

〔生活環境課長 曾根克仁君登壇〕

○生活環境課長（曾根克仁君） 林議員の2つ目の質問といいますか、申し上げたいと思いますが、先ほどのちょっと下水道の関係でちょっと補足をさせていただきますが、不明水等につきまして、先ほど議員のほうからご指摘いただきましたけれども、ピュアラインのほうでは毎日定時に流量の測定、それから入ってきております汚水のBOD-SS、これは維持管理業者にさせております。私も時間のある限り一緒に立ち会って見ておりますけれども、そういうことで日中の管理は十分しておりますので、その辺はご安心いただいて結構でございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから、水道の関係でございますが、水道の関係につきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、西洗馬の配水池、古見の配水池、それぞれ本管等が破管をした場合に、一気に水が出ないように緊急遮断弁の整備をさせていただきました。

配水池につきましては、震度6の耐震の強度のあるものを今、現につくってございます。西洗馬につきましては、大体3分の2が地下に入っている配水池、また古見の配水池につきましては、地上式でございますけれどもPCタンクという特殊工法のタンクでございますので、これにつきましても設計当時、耐震震度6を想定してつくってございますので、そういう部分では耐震性のあるものだということで考えております。

また、あわせて説明をさせていただきますけれども、水道の関係では配水管、これは平成

24年度に水道の統合の簡水事業の中で、監視システムを導入させていただいております。それぞれの配水池の水位の関係だとか、流量、配水流量、また流入流量、これらが監視できるように整備をさせていただきました。

これにつきましては、ピュアラインのほうにパソコンで随時監視ができるように、状況が把握できるように、また現地のほうで何か異常なもの、例えば極端な配水水量が流れたとか、そういうときにつきましては警報が出るように、その警報は水道の担当の職員、また私もそうなんですけれども、それぞれのスマートフォンのほうにすぐ24時間365日いつでも連絡が入るように、そんな整備も実はさせていただいております。そんな形で破管事故等につきましても早い段階での確認ができ、現地へ飛んだりの対応ができるように、そんな体制を整えさせていただいております。

また、そのほかにも通常日常管理といたしましては、担当の職員が平日でございますが、約2時間かけまして各施設の巡視、これは浄水場から配水池、それぞれ巡視をして点検をしてございます。

そんな関係で、上水道につきましても管理システムを使いながらの監視と日常の巡視点検、また下水道につきましては、ピュアラインあさひのほうで維持管理業者とまた担当職員、私も含めまして、流入量等を定時で測定をし、また大雨があったとき等につきましては、大体翌日に対応をしますので、そのときに流入量の変化等、日常の管理も十分徹底をしてございますので、その辺でご安心をいただければと思います。

これからも、その辺のものにつきましては、しっかり対応をしていきたいということで考えておりますのでよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 最後の質問になりますけれども、私ども一昨年なんです村道のふぐあい箇所というような形で、何か所かというよりも相当の箇所が下水道のマンホールが路面よりも沈んでいるというのか、そういう形になっている箇所、もしくはそこがひび割れている箇所というような形のところを上げてあります。

改修された箇所もありますけれども、やはりその辺がまだまだ放置されているというのか、手が加わっていないところもあります。

私個人的に思うのは、やはり管渠とマンホールとは上下でつながっているわけです。そうするとそのところに地盤沈下とか、そういうのがあれば接続箇所にクラックが入るとか、そこからすき間が出るとかもろもろで、やはりそういうところが場合によっては不明水の侵入する箇所になりというようなことも考えられるんじゃないかなと、そのように思っているものですから、やはりそういう箇所の整備は早急にやっていただいて、少なくともどこから不明水が少なくとも路面、道路面から侵入しないような処置を講じなくちゃいけないと私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

曾根生活環境課長。

〔生活環境課長 曾根克仁君登壇〕

○生活環境課長（曾根克仁君） 林議員おっしゃるとおりでございます、下水道のマンホール、実は村内に約2,500カ所ございます。それぞれ議員さんも道路の関係の職員と確認をいただいているということで聞いております。

先ほどから申し上げておりますとおり、下水道管布設をしまして20年を経過してございます。特に下水道の関係で不明水として思われるものは、やはり道路のマンホールの周りから浸透するものも不明水の中で考えられますので、そういう部分の修繕等につきましてもこれからやっていくべきでございますけれども、本当に大変なところ、ひどいところにつきましては、道路のほうとも協議をし直していただいている、直していく、そういう形で進めております。

ただ、いかんせん数が2,500以上ございますので、順次様子を見ながら、道路との関係もあわせながら整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 質問じゃなくて、もうこれは要望ですけども、やはりマンホールが路面より沈んでそこにクラックが入っているというような箇所は、やはり何らかの地盤上にも欠陥があるかもしれません。だから、そういう意味でそういうところはしっかりと点検していただいて、マンホールと管渠のところにもふぐあいがないかどうかをしっかりと確認して、道路面をしっかりと整備していただいて、そういう箇所が一日も早くなくなることを要

望いたしまして、私の質問終わらせていただきます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） これで林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、1番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は2問質問をさせていただきます。

まず、1問目でございます。ただいまの林議員の関連質問にもなろうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

上下水道事業の経営環境の今後についてということでお尋ねをいたします。

人口減少に伴う料金収入の減少と老朽化した管路や施設の更新費用の増加により、全国的に上下水道料金の値上げや施設運営の方法の見直しが迫られているといわれております。当村においては簡易水道、下水道事業とも先駆的な取り組みによりほぼ施設整備は完了し、今後はその運営に主眼が置かれております。

さて、当村においても人口減少、管路の老朽化や施設の更新は当然やってきます。その方法によっては、莫大な費用が発生し、一自治体では対処ができないのではないかという、そういう危惧を覚えます。

このような素朴な村民の声に当局はどうお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

曾根生活環境課長。

〔生活環境課長 曾根克仁君登壇〕

○生活環境課長（曾根克仁君） 議員ご質問の上下水道事業の経営の環境の今後の見通しということですが、お答えをさせていただきますが、議員ご承知のとおり、下水道の関係では平成27年度の末に旧農業集落排水事業で整備をいたしましたアクアトピア御馬越、大道、針尾、この3施設をピュアラインあさひのほうに統合することによりまして、維持管理

費だとか光熱費など約年間で2,000万円の削減をしてまいりました。いち早くそういう形での対応を村長の方針としてやっていただいております。

そういう中で、先ほど林議員のご質問の中にもございましたとおり、これからは本当に維持管理の時代でございますので、施設の長寿命化を図りながら、施設の更新工事など、これからまた出てまいりますけれども、そういうものもできるだけ負担が集中をしないように、補助金だとか起債事業を有利に使いながら事業が短期間に集中しないような、そんな多角的にわたって事業ができるような、そんな平準化で整備をまたしていく必要があるだろうと、そんなふうを考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。日々コストの削減に努めておるということで結構だと思います。

ただ、将来にわたって上下水道管理運営というのは、1つには職員といいますか専門性を有すると、そういったことで職員の能力の向上とか、それはもとより他の自治体の専門的な技術者とのそういった方のお力をかりるといような、そういった連携も必要なんではないかというふうにも考えますが、この辺は現在もやられておられるのか、また今後そのような取り組みも考えておられるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

曾根生活環境課長。

〔生活環境課長 曾根克仁君登壇〕

○生活環境課長（曾根克仁君） 高橋議員の2問目といいますか、続きでございますが、経営を含め、またこれからの維持管理、大きな視野で物事を考えるときではないかということではないかとだと思います。

実は、安定した経営につきましては、上下水道ともに公営企業会計が適用されますので、経営的な問題から申し上げますと、公営企業会計の移行準備といたしまして、議員ご承知のとおり水道の関係では導水管や配水管施設関係のものの施設整備の台帳を資産台帳、これを平成24年度に整備をいたしました。また、下水道の関係では、同じように管渠や処理場の資産台帳、これを25年度に整備をし、また26年度では下水道の関係ではBCPの策定、27年

度には、昨年度はピュアラインあさひの耐震診断だとか長寿命化計画の調査、また本年度につきましては、上下水道ともに経営戦略といたしまして、長期的な経営計画も策定しております。そんなものを踏まえながら、平成31年度には公営企業会計へ移行をできるような前段の準備をし、経営の安定化を図っているものでございます。

また、維持管理関係につきましては、下水道関係では平成30年度が計画の基本年次でございます上位計画の信濃川流域別の下水道整備計画というものがございまして、これに沿って村も計画を立てているわけなんですけど、そういう県的な総合計画の中では、長野県下を大きく10のブロックに分けてまして広域的な取り組みといたしまして、市町村を初めとします複数の下水道管理者によります広域連携に向けました協議の場として、これからの維持管理だとか、そういうものを研究していきたいという、そういう方向が出ております。

そういう中で、この松本地域でも維持管理の広域化だとか、共同化など、そういう研究をする研究会を立ち上げております。当村も当然それに参加をしておりますけれども、これから具体的にいろいろな計画を皆さんで話し合っていくという、そういう研究会でございしますが、そういうものも立ち上げがされております。

以上のようなことを踏まえまして、これから年次的にいろんなものを計画実施しながら、村民の皆様にご安心をしていただける、そんな経営ができるよう、またそんな維持管理ができるよう、長いスパンでの経営計画を立ててまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 曾根課長の今の言葉を聞きまして、研究をしておるといったことで安心をしたわけでございます。

上下水道というのは、村の財政負担の中で非常に大きなウエートを占めていると、この辺で将来そういった広域連携も含めて考えているということですので、ぜひ継続してよろしくお願ひしたいと思います。

以上で1問目の質問を終わりにします。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 2問目の質問でございます。

新役場庁舎の冷暖房設備についてという点でお尋ねをいたします。

新役場庁舎もいよいよ実施設計の段階に入り、細部にわたり現実味を帯びできました。しかしながら、いま一度朝日村の新役場庁舎の基本的なコンセプトは何であったか確認しておきたいと思います。

伝統と未来を指向した木造庁舎、村の87%は森林であり、その資源の活用として、まずは公共施設の建設という流れではなかったかと思えます。既に、工事も始まろうとしておりますが、地球環境を考えたサステナブルで地中熱設備による冷暖房を採用することに決まりました。建設委員会の皆さんの努力の結果、国の補助金も決まり、計画どおりに進められることは大変よかったと思えます。

しかしながら、朝日村らしさ、木造建築、背景に鉢盛山を中心とした大自然の中に、その中心に位置する役場庁舎を考えたときに、新役場庁舎にまきボイラーまたはまきストーブがないというのは、むしろ不自然ではないかと思えます。

基本の熱源は地中熱であっても、せめて村民の交流広場にはまきストーブの設置が必要と考えます。当局の考えをお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、高橋議員ご質問の新役場庁舎の冷暖房設備についてでございます。

この新役場庁舎の建設につきましては、現在設計事務所におきまして、建設工事の発注に向けて実施設計書を作成しているところでございます。その中で、この新役場庁舎の冷暖房設備につきましては、建設委員会で昨年10月に策定をいただきました基本計画に沿って、自然エネルギーなどの省エネルギー対応の設備機器を導入すること、それと維持管理費の軽減を図ることということで導入設備の検討を行ってまいりました。

これによりまして、職員の執務室でございますけれども、ここの冷暖房設備につきましては、まずはランニングコスト、二酸化炭素の排出量がボイラーなどほかの熱源に比べて低く、初期投資費用についても環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業補助金、こちらで3分の2の

補助金が受けられる地中熱ヒートポンプを採用することとしております。

また、このほかに議員からお話のございました村民ホール、それとその他の会議室につきましては、地中熱ヒートポンプの次にランニングコストが安いと言われております電気エアコンを導入する予定でございます。こちらにつきましても環境省の補助金が3分の2受けられる太陽光発電システムを導入いたしまして、そこで発電した電気を電気エアコンに利用する計画でございます。ちなみにこの太陽光発電システムでございますけれども、50キロワットのものを整備する予定でございます、これ一般住宅に直しますと約10軒分の太陽光発電システムになります。こちらを整備する計画でございます、電気エアコンのほか、執務室の照明など新庁舎全体の電気需要に充てていくこととしておるところでございます。

そこで、高橋議員ご質問の村民ホールにまきボイラー、またはまきストーブの設置ということでございますけれども、まずまきストーブにつきましては建築基準法がございます。こちらの内装制限というものがございまして、内装に木材を使用する場合はまきストーブなどの火気が設置できないことになっております。村民ホールにつきましては、村民の皆様からご寄附をいただきましたヒノキの象徴木を初めとしまして、内装材には村産材のヒノキを使用しまして、朝日村のシンボルである木造庁舎にふさわしい交流ホールとする計画でございますので、こういった建築基準法の関係からまきストーブの設置は困難な状況でございます。

また、まきボイラーにつきましても検討は行いましたが、まきボイラーの設置につきましてはコストが非常に高いこと、それと基本的なまきボイラーの設備というのは暖房のみとなっております、冷房まで行うにはさらに熱交換器などの増設をしなければいけないということで、投資コストが増大するということがございます。

また、こうした高額なボイラーを一定期間で更新していかなければいけないランニング費用、それとまきを調達するための人件費や運送費、またそういった供給体制が整っていないこと、それとボイラーにまきを投入する、これ自動投入とかがないということで、まきをボイラーに投入する人件費等も考えますと、非常に電気エアコン等に比べてランニングコストが高額になる状況でございます。

こういったことから、新役場庁舎の冷暖房設備につきましては、建設委員会の皆様でお決めいただきました基本計画に沿いました自然エネルギーなど省エネルギーの導入、それと維持管理費の軽減、こちらの2つの観点から、今回地中熱ヒートポンプ、それと電気エアコンを採用することとなりましたので、よろしくお願いたします。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 冷暖房設備で今、総務課長のほうから説明いただきまして大方理解はできましたが、現在の役場庁舎のようなところにまきストーブ入れる、これは何ら問題がなく、新設の場合だけの問題ということになるのでしょうか。そういうことですか。

そうしますと、一番は熱というよりも、それはもちろんですが、朝日村らしくということでも木造庁舎にしたということで、そういった観点から質問させていただきますと、地方創生の中でも森林資源の多面的利用ということで、まずは建築資材、そしてまきだとか杉だとかいろいろあります。そういったことで村の活性化を図るといふ、そういう基本方針があつて役場庁舎ができた。そこにまきストーブがないというようなのは非常に不自然だといふふうに思うわけです。

今からといたしますか、設計でそういった木造庁舎でまきストーブが入るような形といたしますか、はできないものかどうか。それは絶対無理なんでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） まきストーブの設置につきましては、先ほど申し上げましたとおり建築基準法の内装制限に係るということで、今回の庁舎につきましては建築前に県の建築課の建築確認ということを行います。その過程で、内装に木材を使つてあるところにまきストーブは設置できないということになっておりますので、基本的に内装に木材を使つているところにできないということは、いわゆる火災の危険性があるということでございますので、今現在、内装にほとんどの部屋が新庁舎、村のシンボルということで木材を使うことになっておりますので、そういった内装に木材使つているところには不可能ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 当初、基本設計の中では交流ホールに冬期の寒冷気候に対応するために、まきストーブを設置するというふうにありました。それはなぜそういうことで後まただめになったのでしょうか。

基本設計、あれは設計事務所がつくったものですよね。その最後のところに村民交流ホールについてはまきストーブの設置を考えるというふうに明記してあるはずです。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） ちょっと経過とかの確認をまたさせてもらいたいと思いますけれども、基本設計のときには多分、実施設計に入ってから設計事務所のほうも認識したということだと思いますんで、多分そのときはちょっとまだ認識がなかったと思います。お願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 法律上できないということになれば、これは無理な話であって、ただ、今まで役場庁舎でまきの調達、これはシルバー人材センターの冬期の雇用の創出になったというようなことを踏まえれば、そういった流れをここで断ってしまうのは非常に残念だなというふうに思ったわけで、その熱効率云々そんなことじゃなくて、その辺も大事にした取り組みが欲しかったなということで質問をさせていただきました。

大方理解できましたので2問目の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで高橋廣美議員の質問は終わりました。

それでは、ここで昼食の時間になりましたので、昼食をとりたいと思います。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時15分

○議長（清沢正毅君） 定刻の時間になりましたので、一般質問午後の部を開始いたします。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（清沢正毅君） それでは、2番、中村賢郎議員。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番、中村賢郎です。

それでは、質問をお願いいたします。

まず、旧おひさま保育園の利活用についてということでお尋ねをします。この件については、過去にさまざまな議論があり、その中で向陽台地区の集落センターとしての利用及び災害時の避難場所等多目的な利用について議論がされました。

この11月末に西洗馬地区の要望書が村に提案をされまして、その中に旧おひさま保育園の改修ということの中に、新たに未就園の子供さんを持つ保護者の方から子供連れで遊べる場所として利用できる施設にとの要望がございました。トイレとか子供たちが利用できる器具設置等の要望でございますが、日常運営管理等難しい面もあると思いますけれども、今後の村としての考え方について、また改修計画の現状についてお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の旧おひさま保育園の利活用についてということでございます。

まず最初に、旧おひさま保育園のこの後利用につきましては、今ご案内のとおり西洗馬区、小野沢区に利活用について要望をお聞きしてきました。しかしながら、両区とも計画はないということでしたので、これによりまして、村は鎖川の東側につきましては公共施設が少ない、この実態を考えまして、自然災害時等対応施設として、また今、向陽台の2期工事を進めておりますが、この地区の集会施設として等を含めまして多目的施設として改修してまいる所存でございます。

そこで、議員ご質問の未就園児の遊べる場所としてのことでございますが、向陽台2期工事では区域内に遊園地の計画をしておりますし、隣には桜坂公園もありますので、屋外での遊び場は整っていると捉えております。一方、屋内での遊び場ということでございますが、これにつきましては、先ほど小林議員からもこの件について検討されたいとの提案をいただ

いておりますので、建物内での利用につきましては、施設の管理課題が1つ出てきます。そういうこともありますので、平成30年に予定をしております改修計画で、こういったことも含めながら検討されるものと捉えております。

なお、先ほど小林議員からも少しありましたが、未就園児の対応につきまして幾つも村では対応していますから、この際申し上げさせていただきます。

まずは、基本的には子育て支援センターわくわく館でいつでもご利用いただけますし、先ほどの質問では小学生が午後3時に終了してからは、未就園児の皆さんはちょっと大変かなと思いますが、それ以前はいつでも未就園児の皆さんの使える時間帯になっておりますので、そういったことをご利用いただきながら、しかも定期的に未就園児家庭対象にポケット広場、ご案内だと思いますが、ポケット広場と称しまして遊びや育児相談を含めた対応をしております。これにつきましては年36回ということでありまして、定期的に行っているということでございます。

それから、生後3カ月から10カ月の乳幼児家庭対象では、ベビーボックスという言葉をご存じだと思いますが、と称しまして、親子のスキンシップを初め、保健師、栄養士等によります育児相談、これも年12回を定期的に取り組んでいるところでございます。

そのほか、生後11カ月から1歳児までの家庭対象では、ピヨピヨ親子体操教室や2歳児家庭を対象にしたにんにん親子体操教室などをそれぞれ定期的実施しておりますので、要はわくわく館、子育て支援センターでありますから子供の拠点でありますので、わくわく館を使っていただくと、いつでも子供さんの対応はできるようにしておりますし、しかも親が子供を、先ほどと重複しますが、子供を見てほしい、緊急には保育園で対応できるようになっておりますので、そういった意味でご理解をいただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 大変ありがとうございます。先ほどたしか小林議員のときにもいろいろ遊具のところとかいろいろ出ていましたので、そのことと、私はこんなふうに考えていたんですが、中を使ってというのはなかなか管理面で難しいのかなと。

むしろ、ちょっとした公園みたいなところで子供さん、まあ小さな子供さんというふうになると思うんですが、連れてくるというのはなぜかという、ご承知のとおり私のところは

遊園地の下に長年住んでいまして、そのときそのときによって人はどんどん変わっていくんですけども、一番早いのはそれこそ1歳とか2歳ぐらいで、自宅で子供さん見ているお母さんたちが昼間利用すると。

それから、小学校ぐらいの子供さんたちは日曜日とか、暖かいときに限定になりますけれども、そんな使い方をして、あそこの公園も何もないわけですから、滑り台だけがありますけれども、ほかには特にこれといったものは何もないんですが、ああいう立地だものですから、道端の立地だということもあっていいのかもしれませんが、下洗馬の子供さんだけじゃなくてほかの地域の子供さんも遊んでいることは事実だと思うんです。

中学生ぐらいになると一時期野球に凝っていたころがあって、よくうちの中庭に野球の球が飛んでくるということがありましたけれども、私どももう子供の物心がついたころからあんなような形に作業所兼遊園地みたいな形になっていまして、今は特に若いお母さん方見ていると、やっぱり外へできるだけ連れ出したい日があると、日光浴を兼ねるというわけじゃありませんけれども、特に遊具が充実してるかどうかというのは必要ないんですが、ただ向陽台の上に高台になりますが、あっちにできるので、その関連でどうかなというのがちょっとひっかかってはいたんですが、ぜひそういう小さい子供さんたちが自由に使えるというのを多分ご意見としてはあると思うんです。

建物の中だとどうしても自由に簡単にその日に行ってどうかというと、やっぱり苦になったりするかもしれませんので、何か保育園の駐車場の使い方と関連してくるんだろうと思いますけれども、何とかそういう方法がないものかなというふうに思って、一応意見を添えさせていただきますが、30年ということですので、来年度ぐらいになればおおむねの予定等いろいろ入ってくると思いますが、そのときにはこの要望事項についてもぜひ考慮いただければありがたいなと思います。

以上で1は終わります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番目として上組地区と県道御馬越塩尻停車場線を結ぶ新設道路案についてということでお尋ねをしたいと思います。

上記の件については5月に上組地区より村道7号線、長坂について環境整備に関する要望

書が提出されています。議会においても内容等について議論を重ねてまいりました。その中の通学路としての利用についてはさまざまな点から難しいとの認識に至っております。

そのような状況の中で、新しい道路の設置という議論があり、新ルート案を含めて、長坂の改修の件を検討するという方向が提案されたと理解しておりますが、新ルート案について現状をお聞かせください。

質問1、2ともに来年1月に販売開始となる第2期向陽台住宅団地にかかわりある事業であり、少なくとも今後の予定等についてお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、私のほうから中村議員ご質問の上組地区と県道御馬越塩尻停車場線を結ぶ新設道路案についてお答えをさせていただきます。

まず、今回計画をしております道路は、向陽台台地から県道御馬越塩尻停車場線と、1番目のご質問にもありました旧おひさま保育園への容易な接続及び安全な通学路の確保を目的として考えております。

この周辺の道路状況ですけれども、ご承知のとおり小野沢区、西洗馬区の接点でありまして、県道御馬越塩尻停車場線と県道土合松本線が交わり、村内では西洗馬方面と役場や公民館等の公共施設、村内各地域を結ぶ主要道路が通る地域となっております。しかし、地形条件から村道は通称長坂を通る西洗馬7号線や向原を抜ける西洗馬9号、10号、11号線等が複雑に交差し、県道へ接続する道路状況となっております。

現在、当村では第2期の向陽台団地の造成を行っております、今後1つの地域として人口増などの期待がされるところでございます。このようなことから冒頭お話を申し上げました目的のため、道路整備を計画しているところでございます。

そこで新たな道路整備に向け、関係する小野沢、西洗馬区両区長、本郷、上組、中組、下洗馬、向陽台の地区長、代表者から出席をいただき、10月18日に説明会を開催いたしました。そこで、事業へのご理解をいただき、今後は各地域から選出されたメンバーを加えたワークショップを行い、周辺道路を含めた新設道路のあり方やルートについて検討することとし、11月24日に第1回のワークショップを行ったところでございます。

既に基本設計を行うための業者委託を行っておりますので、その業者を加え、技術的な面

でのアドバイスを受け、第2回目のワークショップを来週開催を予定しているところでございます。このことによりまして、新設道路のルートについては現在検討を行っている状況でございます。

今後につきましては、引き続き年明け後もワークショップを開催し、技術面や事業費等の検討を行い、2月末にはワークショップを終了し、本年度内に方向を出す予定でございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） ちょっと細かい日程は私も知らなかったんですが、その11月の後半にこういう会があったということは、ちょっと私も聞いておまして、そのときにお集まりいただいたのは、今説明あったとおりで区長さん初め関係の地区長さんということで知っていたんですが、その中では例えばルート案的なもの、考え方としての問題点とかいうものは提案されて、それに対して出られた方がご意見をするという形なのか、それとも全くゼロの中で、意向だけ先に聞いて組んでいくというやり方なのか。

それと、もう一つ聞きたかったのは、元来もうちょっと早くこれがなくちゃいけなかった話だと思うんだよね、現実には。というのは、これ5月とか7月ぐらいに地区説明のときに検討を研究すると、そのときに新しいルート案と比較対象等をした中で、結論出そうじゃないかというような話になったと思うんですよね。そうすれば、もう少しスピード感があってもよかったかなと思うけれども、それはそれで手順さえ今は踏んでいると、来年3月ごろには具体的なルートが出せるという解釈でいいんでしょうか。それで間違いない。

そうすれば、地区長さんたちも、なぜかという交換時に入るんですよね、そこで。それが適切な時期かどうか、区長さんはまあ2年の方もいらっしゃるのかかわるとは限りませんが、地区長さんは恐らく総入れかえで3月のもうおしまいで任期切れが来る。そうなったときに、その3月のタイミングというのはいかがなものかというのはいちよっ苦になるんだけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 中村議員の2回目の質問の中で、まずワークショップで話し

合う内容についてでございますが、1つは皆さんの現在利用している既存の道路をどのような形で利用しているか、またこれから新設道路をどういう形でつくれば、皆さんが利用していただけるかというようなことを皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

具体的なルートについては、技術的な面もありますので、参加された皆さんからもある程度村のほうから案を示してほしいということがございましたので、それについては、基本設計する業者のほうから地形等を見る中で、一旦は何ルートかの案をお示しさせていただく中で、それに基づいた意見をいただこうと思っております。

それから、今後の予定の中で、2月にはワークショップ終了して、年度内に方向を決めていくとお話をさせていただきました。今年度はそこまでルートをある程度決めて、来年については詳細設計をして発注をしていくという段取りでございますので、まずは本年度中にはルートを決めるという計画でございますのでお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 地区長さんたちも非常に2月、3月引き継ぎ等で非常に多忙なんですよ、いろんな職務を引き継ぎしなきゃいけないので、その辺も十分考慮して意見をまとめるのであればまとめて、次の地区長さんたちに提示をするというような形で頑張ってもらいたいと思っております。

じゃ、以上で終わります。

○議長（清沢正毅君） これで中村賢郎議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） 次に、3番、上條俊策議員。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

私は1問だけ質問させていただきます。

針尾加工所の指定管理の件についてでございますが、去る11月16日の議会全員協議会におきまして、行政側から針尾農産加工所の指定管理者募集についての報告を受けましたが、その後の進捗状況につきまして質問をさせていただきます。

朝日村農産加工施設針尾加工所指定管理者募集要項を見ますと、そのときにはそういった募集要項とかは見えておりませんでしたので、それを見ますと募集の提出書類の受け付けは平成28年9月1日から9月30日となっており、応募者への結果の通知を10月中旬、指定管理候補者との協定内容の協議を10月下旬に行うとなっております。また、村議会での議決時期を平成28年、この12月予定となっておりますが、本定例会の議案にはそういったものは提案されておられません、どうなっているのかその点もお聞きします。

次に、朝日村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条2項に指定管理者の候補を選定するときは、あらかじめ朝日村公の施設指定管理者選定審査会で審査するものとあります。その審査結果はどうであったかお聞きしたいと思います。また、差し支えなければ審査会の委員の組織はどのようなメンバーで行われたのか、また審査会はいつ開催されたのでしょうか、日にちとその結果はどうであったのかをお聞きします。

こういった募集要項の内容から見ますと、この11月16日の議会全員協議会に応募者の報告というところで報告がなされましたが、このときは応募者はこういう内容のこういうところですよという説明だけでありまして、このもし募集要項のとおりであったとしたら、その時点では既に応募結果が応募者に通知され、協定内容の協議まで終了していたんじゃないかということが考えられるわけですが、そういった報告はなくて、ただ応募者の説明のみでありましたが、実際のところはどうなっているのかお答えいただきたいと思います。また、応募結果の通知、内容、協定内容の協議はいつ行ったのか、何日にやったのか。

以上をお答えいただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の針尾加工所についてお答えをさせていただきます。

まず、針尾加工所の指定管理募集を行うに至った経緯につきましては、9月議会の際、高橋議員からもご質問いただきお答えをさせていただいたとおりでございます。

そこで、ご質問の募集についてでございます。本年7月に募集要項の整備を行い、9月1

日から30日までの間を募集期間とし、申請の受け付けを行っております。これによる申請の状況は、松本市内の1団体から申請があったのみでございます。この申請内容の概要については、先ほどの11月の全員協議会で議会の皆さんには報告をさせていただいたとおりでございます。

申請後の手続きにつきましては、募集要項で示しており、申請後、選定審査会を開催し、10月中旬に結果を申請者へ通知し、その後候補者と協定内容の協議を行い、本12月議会において議決をいただき、指定管理者の指定するものとなっております、上條議員お話のとおりでございます。

しかし、申請内容を確認する中で追加資料の提出を申請者へ求めたこと、また選定審査会で選定の検討をする上で、住民の皆さんの意見を事前に確認する必要があると村が判断し、申請者へその旨お話をさせていただき、合意をいただき、選定委員会での選定を延期しているものでございます。

これまでの経過を申し上げますと、追加資料が10月17日に提出され、11月16日に議会全員協議会へ申請概要を報告させていただき、12月1日には関係されます針尾区、小野沢区の両区長、一之沢、中通及び下組の地区長、また小野沢では新田上、新田下及び本郷地区の地区長から出席をいただき、申請内容の説明と意見聴取を行っております。

ここで、下組地区では12月16日、本日ですが行われます地区常会に諮り、地区の住民の皆さんに意見をいただくことになっております。その意見を踏まえ、今後の対応を検討したいと考えております。したがって、選定委員会での選定はまだされておらず、本議会への議決提案する状況になっておりません。

今後の選定審査会については、下組地区常会の意見の状況を見ながら開催時期を決めたいと考えております。

選定審査会のメンバーについては、これまで観光施設の指定管理者選定においても、その都度施設に応じたメンバー選考をしておりますので、本選定審査会のメンバーも今後これに応じた方をお願いしていく予定でございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） それでは、選定委員会とか、そういったものはまだされていないとい

うことで今お聞きしました。よかったですと思います、私。

といいますのは、そもそもこの農産加工施設設置条例を見ますと、この設置条例の目的は村民の研修、交流の場とし、また地域農産物等の加工や販売等により、地域の活性化を図るため、農産加工施設を設置するとなっています。

農産加工とはどんなものをいうんだということで調べてみました。農産加工とは、畜産物、水産物及び微生物を利用する発酵食品以外の農産物を加工製造すること。すなわち、玄米の精米とか、小麦粉の製粉、そういった穀類の加工を初めとして、製麺、製糖、でん粉とでん粉糖の製造、製油、油脂の加工、製茶、豆腐を初めとする大豆加工、食品、果実や野菜の缶詰や果汁を初めとする園芸加工品等が農産加工に含まれ、食糧生産だけでなく、農産物からの飼料を生産、餌、飼料の生産や農産廃棄物からの食飼料の生産などを含めて農産加工という場もあるといわれています。

今回のこの前の説明のありました応募者の応募内容を見ますと、4種類の食鳥を今ある加工場を整備して、他市町村で飼育したカモを運んで来て、加工所で屠畜処理し、食肉加工するということでもあります。

私、こういった場所が長野県で何カ所ぐらいあるのかなとざっと調べてみましたら、わかる範囲ですが、佐久に1カ所、中野に1カ所、松本に1カ所、塩尻に1カ所、塩尻は塩尻のそういった試験場で研究用ということでもあります。飯田にもあったんですが採算ベースがとれないということで閉鎖されて、この松本、松本は松本市とかJAがやっているところ。ラーラ松本のところにあると思います。

そんなことで、私は今回のこの応募内容は農産加工場設置目的には合致をしていないのではないかと。やるとすれば、条例を改定してから、この応募は受け付けられるものであるのではないかとというふうに考えますが、当局のご見解をお聞きします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 上條議員の農産加工にかかわる関係の考え方については、上條議員お調べいただいたとおりだと思います。その中で、今回申請をいただいている内容の精査をする中でも、一部肉の加工もちろんありますが、主でございますが、村の農産物についても、今後取り扱う趣旨の内容も記載されておりますので、そんなことも含めて、今後審査会で実際、そういう形の事業を運営する中でいいかどうかという部分も踏まえて審査をい

ただこうということで考えておりますので、全てにおいて、この施設使っていただくのに合わないかというところではない部分がありましたので、今のところ申請を受け付けて、内容を精査して、今後の選定審査会に諮っていきたいということで考えているものでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 今、食肉加工だけじゃなくてほかにもあるということですが、条例に合致するためには食肉加工が部分的にあったとしても、これは条例違反だと私は思います。

だから、こういうことでうちの条例には合わないんで申しわけないけれども、この応募はいろいろ検討した結果こうでこういうことなんですということでの、私はお断りをして、してもといたしますか、すべきではないかと。

こういう食肉加工とか、そういった畜産品だとか、そういうものの処理が何もないのであれば、それはいいと思いますが、こういうふうにいろいろなほかのことまで、こういうのもあるんだ、だからというのは、私は通らないと思います。いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 上條議員のご意見踏まえて、再度条例との関係、申請内容を再度事務局レベルでも確認をさせていただき、状況によっては申請者に対しそういう話もせざるを得ないとなるかもしれませんが、再度確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 私の簡単な話と思いますが、十分わかっていたかだと思います。

この加工場で食肉加工をやるとか、そういったものがくるという、そのことに関しては住民の方も知っている人もいまして、おい、あんなもの朝日村につくるなんてとんでもねえぞ

と、これが朝日村の特色なのか、朝日村なのかというところまで言われるくらい、この朝日村にはあってはならないものであると思います。だけれども、条例でこういうふうになんとなくとめてくれているわけですから、それを解釈の仕方を変なふうに変えて、あえてやるべきものではないというふうに思います。

このことに関しては、朝日村としても、住民としても本当に大事なことでございますので、ぜひともその辺踏まえていただきまして、いいほうにいていただきますようよろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

○議長（清沢正毅君） これで上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（清沢正毅君） 次に、5番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 5番、齊藤勝則でございます。

私はきょうは4問の質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。ちょっと多いので、できるだけ簡潔に済ませたいと思いますけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

まず、第1にこれは私、大事な事かなと思って、東電道路の大きな交差点に信号機の設置をということでございます。

いつも東電道路を走ってみて心配しているわけですが、農作業車、あるいはオートバイ、それから自転車と東電道路を走行しているいろいろの自動車があるわけですが、その車とのいわゆるスピード感覚のずれから来ることだと思っておりますけれども、人身事故が発生するのではないかといつも心配しているわけでありまして。既に小さい事故が私も幾つかその近くにいるということで見ているわけですが、朝日村は死亡事故ゼロの記録を今現在更新中でございます。すばらしいことで、これはぜひともずっと続けていってほしいなど、こういうふうに私は思っております。

しかし、現実には今言ったように小さい事故が幾つかこの農道とか、あるいはその横のい

いわゆる縦線と横線の農道のところで幾つか私見ているわけでありまして。不幸中の幸いではあります。一つ間違えば記録をなくすやもしれない事例も私は見ました。私、今後のことを考えれば、転ばぬ先のつえで数カ所の主要交差点に信号機の設置を提案したいなど、こんなふうに思うわけでございます。

また、今までも信号機つけるにつけて交通量、そういうようなことでもいろいろあったんですが、交通量も十分あそこは朝日村の主要道路の一つだものですから、あるんじゃないかということで、そのようなところからいろいろの条件、そういう意味での条件はクリアしていると思いますので、ぜひ考えてもらいたいと思います。

そこで質問でございますが、1番目、将来を見据え、新庁舎予定地近くの交差点に信号機の設置を。また、このほかにも主要農道の交差点、いわゆる横の交差の農道の主なところ、そういうようなところにはぜひ信号機をつけていただければ、あるいは見通しがきかないところもあるわけですが、そういうようなところに今後考えていってほしいなど。

また、もう一つは場所なんですけれども、東電の上のあれも西洗馬のほうから来る道路と交差するというようなことで、何度かやはり私はそこら辺行くとスピードをちょっと落して様子を見るんですけれども、あそこを通る真っすぐな道で松本へ下る人たちのスピード感、あるいは戻ってくる人たちのスピード感覚が、かなり横から出てくる人たちとは違うというようなことで、そういう事例を見たものですから、ぜひ信号機の設置をお願いしたいということで、ちょっとそこら辺のお考えをお聞きしたいということでもあります。

また、実はその前に前議会のときでしたかね、この農協のスタンドのところも交差が、変則四差路か五差路だと思うんですが、あそこもお願いしたら、やっぱり県では何カ所かの予定地があつて、なかなか順番というのがあると言っていましたけれども、ぜひすぐというわけにはいかないかもしれないですけれども、申し入れて、庁舎建設も考えた上で、ぜひそこら辺考えていってほしいということですが、その点について行政としましてどう考えておりますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、齊藤議員ご質問の東電道路の大きな交差点への信号機の設置についてお答えをさせていただきます。

齊藤議員ご質問にあります通称東電道路、針尾幹2号線の信号機の設置箇所については、

ご承知のとおり現在小学校北の県道との交差点の1カ所のみでございます。そこで、議員ご質問の役場新庁舎予定地北の県道バイパスとの交差点への信号機設置につきましては、新庁舎建設に伴います近隣住民への皆さんへの説明会においても、信号機設置を要望するご意見をいただいているところでございます。

そこで、この交差点への信号機設置について、管轄の塩尻警察署へ設置要件等の確認を行ったところ、信号機が設置された場合、この交差点から上組方面へ向かう村道大原41号線の幅員が狭く、この村道に赤信号で停車の車がいった場合、他の車が進入できなくなることが予想され、交差点の構造上の問題が指摘されました。このことから、信号機設置には県道大原41号線の交差点接続部の改良が必要となり、現状での信号機設置は難しいと考えております。

また、議員ご指摘の主要農道との交差点や東電新信濃変電所上の交差点については、信号機設置の要件として交通量、事故件数などもあり、他市町村の危険箇所との比較により設置の検討が公安委員会のほうでされることから、現状での設置は現在難しい状況でございます。

これまでも、松の木橋の交差点についても信号機の設置の要望が出ておりましたが、それについても警察のほうに要望を出しているところでございますが、そこについてもまだなかなか設置ができない状況でございますのも、その要件の関係でございます。

今後につきましては、交差点改良の検討も行い、引き続き信号機の設置の要望は行ってまいりたいと思います。

また、状況に応じ、電光表示やドットラインの設置、路面にでこぼこをつけるなど振動や音による警戒表示の整備を行い、スピード抑制等をしてもらえるような検討をしてまいりたいと考えております。

また、住民への危険箇所である認識の啓発を含め、警察及び交通安全協会朝日支部と連携を図りまして、引き続き安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、産業課長のほうから、振興課長のほうからお話しありましたので、交差点、確かに農道が1つあるわけです。農道というか古見のほうから来る道路が交差点としてはちょっと問題があるところなんです。これも以前私も古見の議員の中では私ばかりじゃな

いんですけれども、あの農道もぜひ庁舎のついでに、地元の承諾がなければいけないわけですが、この際、こんな大事な交差点になるものですから、ぜひそこもあわせてやってもらえれば本当にすばらしい道路になるなと思いますし、なぜこういう交差点に信号機かという、やっぱり村内の人はある程度条件がわかっているかもしれないんですけれども、村外から来るといい道路なものですから結構飛ばすんです。そのためにやはり気持ちを抑制させる上でもどうしても信号というものは必要、それブレーキを心にかけるということで、ぜひ順番もあるしすぐというわけにはいかないと思いますけれども、死亡事故ゼロというのを続けている今現在の朝日村のすばらしいこの記録を維持するために、積極的に働きかけてほしいと、交通の関係のほうに。

もう一つ、私がこのことを上げたのも、ことしは殊に高齢者の方の交通事故が例年の倍ぐらいで、人のことは言えない、私も70の年を過ぎて車を運転して見ると前方がぼけますね。やっぱり相当注意をしないと大変なことになるし、また私自身も大変皆さんに迷惑かけたというようなこともあって、殊に交通については神経を使うようにしておりますけれども、そのゼロを進めるためにも、ぜひ今後そういうことを考えて、設置のことをお願いしていったらいいんじゃないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私はこれで1番目の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございますが、これからは国際交流も必要ではないか。これは、最近中国の保育園の関係の方が朝日村を訪れて、そうした中でその中からぜひこの朝日村と交流したいというような意見が出ておまして、私自身もそういう方たちとちょっとした関係ですけれども、知り合った中での話を聞いた中で、こういうことはこれから絶対大事な事かなと思いました。

しかしながら、この間の全協の中でもあります。一般の人たちとの人と人との交流では、留学生とかそういうところでもやっているんですけれども、いわゆる誤解を解くためにいろいろやって交流をしているというのがありますので、国と、あるいは企業、そういうところとのあれを考えますとちょっと心配の部分もありますし、あるいは以前にも問題あったんですが、この朝日村のすばらしい自然の水があるわけでございますけれども、水については全

国でもあちこちの問題が起こったりして、中国にそういうところ、どうも積極的に進められちゃって、日本のものを失っているというようなことも聞いたことあるものですから、やはり慎重を期すことも大事だと思いますので、私はまず民間の交流というものを大事にする必要があると。その中から国のそういう誤った誤解とか、そういうものに対してもきちんと対応していけばいいじゃないかということで、とりあえずはこの中国との国際交流ですかね、中国ばかりじゃないですけども、国際交流をやっていく必要があるじゃないかと。この方たちが実際は朝日村に来て述べた、私も生の声を聞いたんですが、そのときにはやはり日本の子供さんのしつけがなっていると、そういうところをやっぱり精神的な部分、勉強になったというようなことを実際生で聞きました。

そういうようなところから、まず民間のレベルからそういうことでは交流していくことが私は大事なものですから、意義があることだなと思いました。

もう一つは、やはりそういうことはありますけれども、今回実は予算の中でも視察というような話もちょっと出てきたように思いますけれども、少しそれはまだ早くて、やはり村内の人の意見、こういうことを今、村としては受け入れ態勢でやっているけれどもどうであろうかというようなことを、まず一般の村民の皆さんの意向を聞いてからでもいいじゃないかと、そんなに慌てなくても。

確かに、視察交流というようなことは大事だと思いますが、とりあえずは今、村内の外国の方も住んでいる方もいるものですから、そういう人たちのお話を聞いたり、あるいは受け入れた中で対応していけばいいんじゃないかということで、ちょっとまあ視察に行くということはちょっと時期尚早かなと私は思うので言ったんですけれども、そこら辺についてはどうでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 齊藤議員の2つ目の質問であります。教育の観点から現状と課題について回答させていただきたいと思います。

関係がありますので、今、学校で行っている総合的な学習の時間について少しお話しさせていただきます。この学習は平成12年であります2000年になりますが、段階的にそこから進められてきています。

なぜ、総合的な学習の時間が創設されたのかということ、その理由の一つであります、

2030年、当時から30年度、今から後14年後ということになりますが、今度改定される学習指導要領でもこの2030年問題が出ております。非常に大事なターニングポイントでありまして、団塊の世代が後期高齢者に入ります。介護の問題とか、当然生産世代が極端に減少していきます。それで結局社会資本が枯渇していきたくらうと。現時点で1,000兆円を超えている借金を抱えているわけでありまして、さらにそれが広がっていく可能性があります。労働力不足、当然社会保障は維持できなくなるだろうと。今も現実に社会保障制度が変わりつつあるわけでありまして。

その解決の1つとして、子供たちにさまざまな解決力をつけるという、そんな大きな命題が課されております。解決力をつけるために総合的な学習の1つ、その中にさまざまな問題がありますが、国際化とか情報化、環境、福祉などさまざまな社会変化を踏まえて、そこで子供たちに生きる力をつけようということで始まった学習になります。

この同時期、文科省から発信された日本社会の国際化という文章の中に、日本が世界の平和と安定を維持するためには意識の面だけではなくて、みずから進んで外に開いていき、国際社会の中できっと普通に生きている、そういう行動力も重要であるということが述べられております。さらに、民間レベルでの草の根での交流、これが今活発化してきているの、これも重要であるというような文章がございました。10年ほど前の文章なのですが、今、現状はどうかというふうに見ていくと、まだまだそこまでいっていないのかなというのが現状だと思います。

先日、この村にお住まいになっておられる中国から来られた親御さんに来ていただいて、少しお話を伺う時間をとりました。その中で、中国ではもう幼稚園で英語を先行してやっていると、アルファベットも習っているということをお伺いしました。実際に交流が本格的になってきたらどんなことができますかねということでもちょっと伺ったら、子供たち両方でよくわかるだろうアルファベットの歌とか、英語の歌、そんなものを間に入れて交流していったらどうかと、そんなアドバイスをいただきました。

実際、今保育園で年間10回ありますが、外国人講師を招いて英語を楽しむ活動を入れてあります。成果も少し見えるかなというようなことを伺っているわけでありまして、以上も含めて英語を一つ窓口にして考えてみても、齊藤議員ご指摘のとおり実際にあと4年後、新しい学習指導要領がスタートするんですが、小学校5年から英語科という教科になりますので、さらに国際社会の状況を学ぶ機会を取り入れていく必要があると思っております。

まずは、保・小をつなぐ外国語活動のようなもの、総合的な学習の仕組みづくりも考えて

いく必要があるかなというふうに思っております。そんな意味におきましても、当然課題もあり、検討する余地はあるということではありますが、状況が許せば幼稚園との交流は意味があると思っております。

具体の交流の中身なんですけど、交流が決定してから各関係者、当然保育園の関係者がまず第一かなと思いますが、相手方とか議会の皆様、保護者の皆様、中国から来られた親御さん方、各課、それ以外にも関係各位のご意見をいただきながら進めていく必要があると思っております。

もう一つ、大きな課題でありますけど、本県のある村で外国人の農業研修生の労働搾取の問題が大きくニュースになりました。ネットを見るといまだに消えずに残っております。非常に中身とすれば大きな社会問題にもなるかなと思うんですが、まだまだ日本人の人権意識に課題はあると感じています。

こんな観点も含めて、交流もさることながら、あわせて幼少期からの国際社会で生きていく意味を学ぶ機会というものも取り入れていく必要を強く感じているところであります。

そんなところで回答を終わらせていただきますが、よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 今、二茅教育長が答弁しましたが、先ほど質問の中で今定例会に提案しております中国への視察ですが、時期尚早という言葉がありましたから、私のほうからこれについて申し上げます。

今、教育長が申しあげましたように時代は流れております。時期尚早で1年延ばして、それで何か求められるか、結果は同じであります。でありますから、少なくとも朝日村からも前回、朝日へ研修に来た皆さんのところへ伺って現状を確認しながら、今後の交流するかどうかはそれからの話でありますから、これに対して時期尚早ということに関してはぜひその点は心直しをしていただきたい。

以上となります。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、教育長さん、それから村長のほうからも、教育長、村長のほうからもありましたけれども、確かに私自身も視察、向こうへの研修、視察そのものは悪いとい

うことは言っておりませんが、ただ余り急な部分もあって、やっぱり村民に説明する場合にわかるような話でやっていかないと、今、この時期にこれだけのお金使ってあれするのかというようなことで言われればいけないというようなところから、ちょっと私も出したわけですが、やはり私は一番はそういうことも基本的には反対じゃないですけども、一番は民間でのまず交流を深めて、それから国のいろいろのいさかいの問題やら何やらもいっぱいありますけれども、やってほしい、こういうような意味で、ちょっと余りにも私はこれについては聞いて間もなくだったものですから、本当にもうちょっと時間かけてもいいかなんていう思いで、時期尚早ということでしたわけですが、私自身も向こうに行く、視察するという必要はやはり向こうの真意をつかむという上では、大事だろうなということは議員の中からも意見出されましたし、そう思います。

水の問題もあつたりしてですから、それはまああくまでも私の意見として、ちょっと早いかなという感じを受けたものですから、今回出したわけですが、非常に交流そのものは私は必要ではないか、このいわゆる総合学習の点からも外へ向かって発信していく、そういう力をつけなきゃいけないという意味では、非常に大事なことだと私も思っておりますので、朝日村の取り組みは、この国際交流の取り組みは意義あることだと、こういうふうに思っております。

ぜひ、視察についても意義のあるあれでやっていただきたいなど、こんなことを述べて、この2問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 3問目の質問でございますが、私のいつも政治的な問題での質問になるわけですが、T P P 批准反対と安保法、あるいは最近ちょっと出てきちゃったんですがカジノ法案、こういうことのあり方について、ちょっと3問目の質問はしたいと思っております。

このたびのアメリカ大統領選挙で、予想に反して次期大統領候補だったトランプ氏が次期の大統領になるわけですが、彼はクリントン氏とともにT P P 交渉には反対の話でやっておりました。それから、安倍さんはそんな中で急遽日本の首相としてアメリカに渡って、最初の話し合いをやったわけですが、その目的というのは、私がいろいろな新

聞とかいろいろでも読んでおりますけれども、まず仲よくしてから、いわゆる今までも踏んである日米の軍事同盟の堅持と、それからもう一つはT P Pの交渉の推進を促すというようなことが大方の専門家の見方でございます。

しかし、T P Pは数百項目の協定の内容がありまして、中身を見ますと医療、建設、農業、よく農業は取り沙汰されているわけですが、医療、建設、その他、日本の自主性を失う大変な内容が含まれているわけでありまして。今度アメリカのほうに行った首相の心配は、もう一つはアメリカ中心のT P Pがもしこのトランプさんの考え方でだめだということになれば、中国中心のいわゆるアールセップとっておいておりますけれども、貿易協定のほうが力が強くなり、中国のG D Pのアップにつながるじゃないかという懸念があるということも、ある専門家の見方ですが言っております。

いずれにいたしましても、T P Pにしましてもアールセップにしましても、内容は大国の利益が非常に大きいわけでありまして。日本にとっては先ほども言いましたけれども、自主性が失われるのではないかなど。多くの人にはマイナスの面、デメリットがありますし、唯一、もしこのT P Pとか、こういうアールセップ、あるいはもう1個ありましたけれども、ちょっと名前は忘れちゃったんですが、その2国間交渉、こういうものに対して、やはり国民がマイナスの影響が出るんじゃないかと、こういう内容がかなり多く含まれているということで、私はこれでは安倍首相が述べていますようにデフレの脱却はとてもしないけれどもできないと。一部の輸出企業とかそういうところには利益があるかもしれませんが、決して民間の多くの方にはそういう利益がないということで、これは極めて問題があるなというところであります。

また、自衛隊がつい最近交代で行きましたけれども、南スーダンへ派遣しておりますけれども、P K O活動で今行っているわけでございます。今、稲田大臣も大丈夫だということなので、前提で行っておりますけれども、駆けつけ警護というのはいわゆる銃を持って、何か相手からあれしたときは実際に対応しなきゃいけないです、こういうことであります。現実にもそういうことが起こり得る可能性は非常に大になってきているわけですので、そういう子を持つ、自衛隊の子供を持つ親なんかも意見が出ていますが、本当に心配で何にもなくて来られればいいというのが、これ現実であります。

これが、私は危険になるけれども、先ほども言いましたけれども、カジノの法案とあわせて、余りにも多くの人に説明がないままに、国会の議論が進んちゃって決定していくというところに非常に危惧を感じているわけでございます。

その中で、本当にぜひこれ多くのどうも新聞のあれを見ましても、余りに急じゃないかと、今度のカジノ法案なんかもそうですが、急じゃないか、ちょっと私たちがまだ理解しにくいところでいろいろなものが決められているというような意見たくさん目に見てきております。

そういうような点からぜひ国に向かって地域からもこういう国民の安全性、あるいは農業の今後のためにも地域からまず声を上げていかないと、なかなか今は国会のほうははっきり言えば数の力でものを押し切られているというような感じで、果たしてこれが国益になるのか、本当にそういうところ、最近の国の政治の進め方を見ていますとすごく感じるわけでございます。

ぜひ、そういう意味で地域から声を上げて、ここは問題ですよというようなところで地域から声を上げていってほしいということを、私過去にも何度か政治的な問題では、村長のほうからも答弁してもらったりしてやってもらったわけですが、ぜひこの国の施策に対する、ものの考え方に対する村の対応ということでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員のTPP批准反対、そして安保法撤回を国へということで私の意見ということでございますが、まずTPP課題につきましては、既に機会あるごとに申し上げておりますが、私ども全国町村会は我が国の農林水産業を守る立場から反対決議をしまして、国に要望活動や運動を展開してきたところでございます。

その後、TPP問題が国内の各分野で議論がされる中で、今年の全国町村長大会において、農林漁業者が将来に希望が持てるよう、TPP対策に万全を期すことの決議をいたしたところでございます。これによりまして、新たな食糧、農業、農村基本計画を踏まえまして、農村が将来にわたり持続できるよう要望活動を行っております。

さらに、TPP協定につきましては、1つに総合的なTPP関連政策大綱に基づき、農林水産業分野におけるTPP対策を着実に実施すること。2つ目に多くの関税が長期にわたり段階的に削減をされますことから、各品目における影響に対しまして、機能的かつ継続的に対応ができるようTPP対策基金を創設するということ。それから、3つ目に加工食品の原料、原産地表示を拡大すること等につきまして、これは具体的に国に要望活動を行ったところでございます。

なお、安保法の撤回を国へということにつきましては、国政のレベルで十分議論されるも

のと捉えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 私も何度か質問を政治的な問題でした中で、村長のほうからこういうことで反対決議を首長さんたちの中でも上げていただいているということで、殊に農業については本当に素晴らしいことだと思っております。

その中で、やはりちょっとこの機会だものですから私があればいいのは、さっきも言いましたけれども、この協定は農業が多く取り上げられているわけでございますが、医療の分野とか、あるいは中小の建設、あるいは保険業とかいろいろの分野にTPPというのはかかわってきているわけでございまして、そういうところいわゆる関税がなくなって、外国からの流れがどっと入ってくるというようなことで、実をいうところの簡単なインフラにも今後そういうことを、もし締結した場合に関係してくるわけです。海外の企業まで進出してくるというようなことだって考えられないわけではないです。

それから、混合診療ということについてはどういうことかということ、アメリカの診療のやり方と同じなんです、保険のきかない医療がふえるというようなこともあるわけですよ。そういうようなことで、私たちは混合診療というのは、今一番世界でもすぐれている医療制度の国民皆保険による制度、これが世界でも最も素晴らしいので、アメリカの今のオバマ大統領あたりは日本のこの皆保険を見習うべきだというふうなことを言っております。確かにお金もかかるんですけども、一般の人には本当に恩恵のあるこの制度でありますので、TPPにこういう危険な問題もいっぱい入っているんだと、いわゆるお金がなければいい医療は受けられない、混合診療、お金があればいい医療を受けられますけれども、ない方にはそれなりに自分で対応してくださいというこういう感じなものですから、やはりそういう点では日本のほうがはるかに私はそういう考え方では進んでいるなと思いますので、TPPにはそういう問題がいっぱいあるなということを承知していただければ、きょうのこの機会にありがたいことだと思います。

それから、それよりも先に経済的な問題でやはり安倍首相はいつているわけでございますけれども、まだまだ私は前にも一般質問で述べましたけれども、日本の農産物の自給率というのは先進国の間でも本当に低いんです。30%で、フランスとかヨーロッパ、そこらでもも

うパーセントが全然違いますね、50とか60、高いんです。だから、私前も農業を盛んにするということは国防である。何も武器を使うじゃなくて、本当に長野県のようなこのすばらしい農業を伸ばすことがまさに国防につながるということから、ぜひここら辺は今後まだまだ検討の余地もありますし、私たちも頑張っってこの簡単に海外のそういうようなことに賛成するんじゃなくて、自分たちの考えを持ってやっていってほしいというようなことで、運動していくつもりですけれども、今回はそんなようなことで、余りにも最近一部分の人たちだけで物事が進められているのに危惧を感じているものですから、この村会の中で少し述べさせていただいたわけでございますけれども、村長のご意見を聞きましたので、この質問もありがたく聞いて終わらせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 時間もないので短くしますけれども、4問目は今、新庁舎がいよいよ具体化されてくる中で、旧庁舎のあり方についてお聞きしたいと思います。

新庁舎もいろいろのことを具体的に考えて、本当の村のために頑張ってもらっているわけでございますけれども、あわせて同時に私はこの旧庁舎のあり方、これも一時期ちょっと話題にもなりましたがけれども今どんな扱いに、これから旧庁舎になるとこの扱い方について、お考えをいろいろ専門家の意見も聞いたそうですけれども、どんな考えで今いるのかお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の4問目でございますが、新しい庁舎できたときに旧庁舎、現庁舎でございますが、現庁舎のあり方について今後ということでございますが、この議員ご質問の現の役場庁舎の今後はということでございます。

現在の役場はご案内のとおり昭和11年の建築で、本年80年を迎えております。県内の77市町村では一番古い建造物となっております。この役場庁舎につきまして、昨年12月に文化庁の文化財部、この中に建造物課というのがありますが、建造物の登録、いわゆる文化財の登録、その部門の担当者と、それから県の文化財の文化財係の担当者が来庁しまして、現役

場庁舎を視察されました。この昭和11年という時代の背景からいきますと、当役場庁舎はすばらしく見事だということでございまして、申請をすれば登録有形文化財の認定は有能だと言われております。そこで、現在は昨年発足をしました総合審議会で検討がされているところでございます。

今後につきましては、総合審議会の意見を踏まえまして、議会を初め地元小野沢地区や区長、地区長会等を通じまして、村民の皆様の意見を集約し、今後の対応を図る所存でございますが、同時進行でなくて、やはり一歩後から進むのがベストだと思っています。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、村長のほうから申し上げてもらったわけですが、登録有形文化財に十分なり得る、私もこの朝日村の庁舎を見ると当時のモダン建築であるということとは見て感じるんです。非常に品位があるなというあれで、また当時の方たちの意見集約の中でできた庁舎で、非常に文化的価値は高いなと思いますので、今言われていましたように、ぜひそういう専門家の人たちの話も聞いた中でそういう形になっていって、私の思いからすると補強をして、それを残していただけるような、例えば波田の庁舎の横に今、古いような公民館に使っているあれがありますかね、広いような。非常に当時のモダンが残っているのをやっぱり波田でも残しているんです、補強して残しているんですが、ぜひそういうことを考えて、朝日村の歴史、いろいろやっぱりなくなるといことが私は寂しく思います。

やはり、朝日村の歴史が目で見えてわかるようなものも絶対必要だなというところで、新しい施設はいっぱいできてきているんですけども、そういうことも地域おこしの中で私はほんと大事なことだと思って、文化財を残していくということも思っていますので、ぜひそういうようなところで力を入れていってほしいなと。

それともう一つ、いわゆる使い方は桜ヶ丘地区の皆さんとか区長とかいろいろの地区長とかそういう人たちの話も聞きましたけれども、ぜひそういう人の意見も聞いて、地域としても安全性を考えながら、少しでも使えるような形で残していただけたら、本当にあの庁舎も生きた庁舎になる。

非常に先ほど私も申しわけなかったですが、旧庁舎と新庁舎に対してちょっと旧なんて言っちゃったけれども、今、現庁舎でございます。これをぜひ残していってほしい、これが私

の文化財を大事にする朝日村のそういう大事なものを残していくこと、後世につなげていくことも一つの大きな仕事であると思いますのでお願いしたいと、こういうことを述べまして、最後私の4問目の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで休憩を1回入れさせていただこうと思います。

14時50分まで1回休憩をさせていただきますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時50分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問を続けさせていただきます。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） 次に、6番、上條昭三議員。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

1番、松くい虫被害について、（1）ことし7月に下古見で松くい虫被害が発生し、伐倒薫蒸処理されましたが、その後朝日村では松くい虫被害の発生は確認されていないという認識でよろしいでしょうか。

（2）最近の新聞に掲載されていましたが、安曇野市では松くい虫被害の松の倒木で民家の屋根や墓石が被害に遭っているということで、改めて樹幹注入の講習会をするようでございます。また、隣の山形村でも最近、樹幹注入の講習会をしたようですが、山形村の松くい虫の松枯れ被害状況を調べて教えてください。

（3）朝日村の松くい虫の被害は下古見の1件で終わるはずはございません。常に村民に警鐘を鳴らし続けたいと思います。4月に朝日村松くい虫被害対策補助金交付概要が決定さ

れ、山以外の被害のおそれのある松に対して、樹幹注入、または地上散布される方には上限5万円の補助金が交付されることになっておりますが、何件の利用があったか教えてください。

以上が1問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の松くい虫被害についてお答えをさせていただきます。

まず、当村での被害状況でございますが、本年度下古見地区の私有林において確認された以外では、松くい虫による松枯れの発生は確認しておりません。本年度村内では被害木を除きまして10件、18本の松枯れの連絡がございました。それぞれ検体採集を行い、鑑定を行っておりますが、その結果、全てにおいて陰性となっております。

続きまして、2問目のご質問の山形村での被害状況についてでございますが、これまでに10本の被害木を確認したということです。昨年度27年度に9本、本年度は1本の発生となっているということでございます。うち9本の処理が既に済んでいるということでございます。また、近隣市の状況でございますが、松本市、安曇野市では被害が継続して拡大をしております。松本市の状況については、昨日の新聞報道でも紹介がされている状況でございます。塩尻市については、本年度43件で陽性反応が出ておりました。昨年の11件と比較しまして、4倍の増加となっているということでございます。

次に、補助金の利用についてでございますが、当村の松くい虫被害対策にかかわる補助金については、山林以外の被害木、被害のおそれのある地域の健全な松を対象に樹幹注入、または地上散布に5万円、伐倒駆除に10万円をそれぞれ上限とし、補助を行っております。

これまでの補助金の利用状況はそれぞれゼロ件となっております。伐倒駆除については、被害木が発生しておりませんので、現在のところ対象木がない状況でございます。樹幹注入については、センチウの媒介者であるマツノマダラカミキリの成虫が発生する最低3カ月前に薬剤注入を行うことにより、効果が期待できるとされております。このことから、これからの年明けが施工の時期となります。というのはマツノマダラカミキリの発生が6月前後でありますことから、その3カ月前といえますと、この12月から2月くらいまでにかけてが適期となってくるものでございます。村内の皆さんには、改めて樹幹注入の実施による被害

防止の周知を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても早期の発見が必要と考えておりますので、村民の皆さんからは引き続き情報提供をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 松くい虫の被害につきまして、昨日のやっぱり市民タイムスで松本市でも市街地で被害が多く発生していると、こういう新聞記事でございました。それで当局では朝日村でも今後発生するというふうに予想しているかどうか、もう一度お答えいただきたいと思います。

それと、樹幹注入に関しまして、山形で講習会やったということですが、朝日でも講習会をやるような計画は、やる予定があるかどうか、それもお答えいただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 朝日村での松くい虫の被害が発生するかどうかについてでございますが、既に近隣市村の状況を見ますと、非常に朝日村の境界まで接近して被害が出ている状況でございます。

基本的には被害が発生しないことを願っているわけですが、こういう状況でもありますので被害は発生することも考えられます。ですので、樹幹注入等していただく中で守っていただければということで考えております。

それから、樹幹注入の講習会についてですが、今後これから先ほどの話で要望出てくると思います。ですので、その状況を見ながら、また森林組合等にもお願いする中で申請のあった方とどこまでできるかあれですが、そんな形でそういうことも考えていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 松枯れ、松くい虫の被害、今後も発生する予定が多分あるんじゃない

かと思いますので、1件発生しただけで安心しないで、警鐘を鳴らし続けたいとこのように
思いまして、1問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 2番目の質問です。田んぼ現状についてということで、私事で恐れ入
りますが、去年まで花見田で2反歩ほどの田んぼをつくっていましたが、共同で使っていま
した田植え機が壊れたので、新たに田植え機を買ってまで稲作はできないと田んぼづくりを
断念しました。ちょっと下古見の状況しかわからないんですが、下古見でことしから機械が
壊れて稲作をやめた家が3軒、また家族の体調が悪く1人では稲作はできないということで
やめた家が2軒、合計5軒のうちが稲作をやめています。そのほかに下古見で今までに10軒
以上が過去10年ぐらいの間にやめております。その中には花見田で遊休荒廃農地になってい
るところもございます。これはもう1年田んぼをつくらないとアカシアが生えてきて、物す
ごく荒れます。

かわりに田んぼづくりを農地ホスピタル朝日にお願いしましたが、田んぼはやらないとい
うことで断られました。荒らしておくわけにはいけないので、今井の方をお願いしてどうに
かつくってもらっていますが、これはいつまで続くかわからないのが現状です。

そこで、稲作の受け皿として、新組織アグリセンターにお願いできないでしょうかという
ことと、もしできなければそのような組織が将来必要になると思いますが、いかがでしょう
か。

以上が2問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の水田の耕作についてございま
す。

現在、当村での水田は約110ヘクタールが耕作されており、自家消費用の作付が主になっ
ているのが現状でございます。このことからも自家用であるため機械の老朽化や家内での労
働力不足、また形状の悪い水田では作付がされず、機構などロータリーなどによる管理、あ

るいは耕作放棄地となっているのが現状でございます。また、自作できない場合、農地ホスピタルや他市村を含めた水田農家への耕作委託もふえてきておりまして、現在3ヘクタールを超える状況となっております。しかし、場所によっては江戸時代からの水田もあり、形状が悪く、委託できない水田もふえています。このようなことから、自作は無理でも、委託できる耕作しやすい水田への整備が必要となつてきていると捉えております。

そこで、例えば県営中山間総合整備事業のように高率補助により受益者負担が軽減できる事業への取り組みも今後検討することが必要と考えております。また、委託先も村外でなく、村内での受け皿も整備が必要であると考えております。

そこで、本年度から地方創生交付金を活用し、新組織、仮称アグリビジネスセンターの設置の検討に取り組んでおります。現在、新組織の設置に向け関係団体と構成する朝日村農業推進支援組織設立検討協議会を立ち上げ、JA、商工会、行政等が一体となった農業支援が図れるよう検討を行っております。今後この設立検討協議会において、新組織の事業の内容を検討しておりますので、その中で議員ご提案の稲作の受け皿についても検討がされると考えておりますのでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 稲作につきましては、ぜひ受け皿をつくっていただかないと荒廃農地がますますふえると。特に稲作はなぜやりたがらないかという、余りもうからないからやりたがらないということで、畑のほうはかんがい施設さえあれば非常にもうかるということで、借り手は幾らでもあります。しかし、田んぼはもうからないからあんまりつくりたくないという考えを持っている方が多いので、ぜひ受け皿をぜひ考えていただきたいと思います。

以上、要望しまして2問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 3問目の質問ですが、先ほど塩原議員の質問とちょっとダブりますので簡単にいきます。

朝日村女性担い手協議会からの要望について、先月、総務産業委員会では女性農業者担い手協議会との懇談会を開催いたしました。女性農業者担い手協議会では平成20年から小学校の給食の野菜食材を毎日提供しているという話を聞き、農家の忙しい仕事の中、毎日ご苦労さんと頭の下がる思いでした。

毎日野菜を誰から調達するか調整が大変だという話を聞き、事務局的な仕事を前から担当者をお願いしているそうです。ところが、返事はなくそのままになっているので何とか進展させてほしいという要望が上がってきました。

先ほど回答いただきましたので回答は結構ですが、女性農業者担い手協議会は事務所と産業振興課に置くということになっておりますので、産業振興課でも一緒になって考えていただきたいという希望を述べまして、3番目の質問を終わります。

以上で私の質問終わります。

○議長（清沢正毅君） これで上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） 次に、7番、北村直樹議員。

北村直樹議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹でございます。

私は今回1つのことについて質問のほうさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、地方分権から地域分権、きずな支援導入促進についてでございます。昨今より推し進められてきました地方分権改革、国から地方へ、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和、義務づけ、枠づけの見直しなど、数多くの具体的な改革を実施することとなりました。これにより、地域の自主性及び自立性を高め、各自治体が個性を生かし自立して地方をつくる。地方分権改革のミッションとは、個性を生かし自立した地方をつくるを目標とし、従来からの課題への取り組みに加え、地方の発意と多様性を重視することである。地方に対し権限移譲及び規制緩和にかかわる改革提案を地方公共団体等から募る提案募集方式を導入するとうたわれております。

これは、内閣府の地方分権改革の定義を一部抜粋したものでございます。簡単に言えば、地方のことは地方自治で決めなさいということです。そのために国は地方へ予算や権限を譲渡すると解釈できます。

私はこの地方分権改革が今の日本の実態に沿った改革であると認識すると同時に、さらにもう一段階掘り下げることができないだろうか。つまり朝日村行政から区または地区単位に予算や権限譲渡はできないだろうかと考えております。その考えに至った私なりの考えを述べたいと思います。

私が議員として就任して約2年弱となりましたが、その間いろんな村民の方々、特に60歳以上の諸先輩方とお会いしお話をさせていただきました。定年する前は某大手建設会社で役職についていた方、近隣の市町村の行政で働いていた方、大手民間企業で日本中を駆けめぐってきた方々、物すごい経験を持つ方が大勢いらっしゃいました。そして、皆パワフルで力強い方ばかりでした。私はこの方々の経験を今日の朝日村に生かすことはできないだろうか。また、私を含めて今後朝日村を担うであろう若者が諸先輩方と何かを通じて学ぶことはできないだろうかと考えております。

毎年各区から村へ要望書が提出されており、さらに去年は地区と行政と議会による村道の改修要望も提出されたと思います。その要望の中に、各区で計画を練り、予算と人材があれば対応することはできるのではないかと思う要望もございました。

今後の村政を送るに当たり、何でもかんでも全てを村行政に任せきりということで果たしてよいものでしょうか。今後、本当に強い村づくりをするのであれば、私たち村民一人一人が力を出し合って地域課題を解決していく必要があると考えております。

そのためにはある程度の予算と権限を各区におろすことが必要となってまいります。それを導入すればいろんな部分でメリットが生まれてくるかと思えます。メリットについてご説明いたします。

メリットその1、地域の課題性を区や地区で行うことにより、明確な目標計画や進捗状況が図れる。村民の中には毎年要望を上げているが、この要望は一体どうなっているのかという声を聞くことがあります。しかし、行政では全地区から出された数多くの要望に対し、いろんな角度、視点から最終的な順位をつけているかと思えます。つまり、地区住民の考えや思いと行政の間には温度差があるため、こういった不平不満が生まれてくるのではないかと考えております。

しかし、地域分権が導入されれば、少なくとも地域の課題、進捗は地域内の考えで行われ

るため、村民と行政の間の温度差は解消されるのではないかと考えております。

メリットその2、課題解決を通して諸先輩方と若者の交流。課題解決を進めるために諸先輩方と若者が一緒になって考え、そして一緒に作業する。これを通じていけば自然にコミュニティは広がってくるのではないのでしょうか。これは可能であればの話ですが、地域の課題解決に尽力した方々に対してはそれなりの報酬を支払ったり、慰労会を行ってもよいのではないのでしょうか。そういった一つの目標づくりと交流の場がふえれば諸先輩方と若者等の交流が図られ、強いては地域の連携強化につながると考えております。

3つ目、各区、各地区の環境に合わせた将来の対策づくり。朝日村村内は地域によって大きく環境は異なります。平たんな場所に集中している区もあれば、山間に面している区もあります。道路一つをとっても広い道路に面している地区もあれば、車のすれ違いが困難な細い道路ばかりの地区もあります。こんな小さな朝日村でも地域によっては住む環境が違います。ならば、そこに住んでいる方々の考えを十分に地区に反映することができれば、おのずと強い村へ変わっていくのではないのでしょうか。

4つ目、行政の負担軽減。現在の役場職員は少数精鋭で1人の職員が多くの業務を担っているかと思えます。地域分権が進めば多少なりとも職務の負担軽減につながり、その他の業務を充実させることはできるのではないのでしょうか。

以上のことから、地域分権を推進した場合、多様なメリットがあるのではないかと考えております。この地域分権導入は少しでも早く実施する必要があると考えております。なぜなら、今後を担う世代の若者が団塊の世代の方からいろいろな考えを教えていただき、地域の歴史だったり、地域の問題を教えていただいたり、また技術を引き継ぐことができなくなるからだと考えております。

以上のことから、地域分権に対し当局の考えをお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま北村議員から地方分権から地域分権、きずな支援、まさにこれから大きい課題のいい質問、提案をいただきました。私もこの考え方、私は村長就任以来、朝日村は朝日村として持続するためにはどういうことが必要か。なぜならば、よしあしにかかわらず、努力幾らしても人口はどんどん減っていく時代になっています。全て、今の日本は。

そういう中で、こういう小さな村がどう持続するか、それがまさに今、北村議員のおっしゃられたことと一致するわけでありますが、そういう意味で私は昨年の村長選挙で公約としまして、地域活力を増進するきずな支援へ交付金の支給という、これが私の選挙公約であります。でありますので、それはもう私も昨年来からその話をさせていただきながら、昨年発足をしました総合審議会でも今現在審議をさせていただいております。それから、今のこの言葉は、私は役場の職員に機会あるごとにこの話をさせていただいております。

そういう意味で、すばらしくいいことですが、すぐやるということは逆に失敗のもとになります。いかに村民の機運がそういう形で盛り上がり受け皿ができるか、これが大きな課題であります。でありますから、北村議員のこの考え方はすばらしい話ですので、今後、村民意識をどうそういう形にもっていくかということだろうと思います。でありますから、当然おっしゃられるとおり、今、しかもそういう意味では、団塊の世代という時代がもう本当にその皆さんが75歳を迎える時代が六、七年で来ますので、そういった意味ではこの人生の経験をされた皆さんのその今までのキャリアをいかに地域に生かしていただくか、そしてそれを地元の若い皆さんと交流する中で引き継いでいくか、これ大事なことで、全く私も同じ考え方ではありますが、さりとて、はい、村がすぐ区とか地区に幾らやりますよといっても、これは動きません。

だから、これをどう村民の機運を盛り上げて動かす体制にしていくかは、これは時間がかかるかな。私は時間がかかると思っています。これを性急にすると逆にやるとマイナス思考だけしか出てこない欠点が出ます。なぜならば、若い皆さんは自分の仕事で精いっぱいです。でありますので、幾ら村が、行政が言っても振り向きません。

要は一定の年齢、例えばお勤めの方は定年を済んだ方等は、何とか自分の地域に貢献したいなというこういう気持ちは十分あります。ありますので、その辺をいわゆる単純にいいますと60歳以降の皆さんからどう本当によいしょ、もっこを担いでもらえるか、これ大事な目安と思っております。

でありますので、私としましてもこれを進めない限りは、朝日村が人口将来3,000人になったとき村がもたなくなっちゃう。これをやっていくと、人口3,000人台になっても十分朝日村としてやっていけるというふうに私も思っていますので、これにつきましてははともども今後十分具体的にどう進めればいいのか。私はお金を区とか地区に分配することは決して間違いじゃないと思っておりますので、そのいわゆる地域のことをすることによって報酬があり、再雇用ができ、いわゆる地域の皆さんで潤うことができますので、まさにそういった意味で

のお金ばかりでなくて、経済ばかりでなくて、一緒に作業することによるきずな、人と人とのきずなができることが大災害のときの大きな原動力になりますから、そこも含めまして、これ大事なことだと思っていますので、今後何とか北村議員からも仲間をつくっていただいて、発展させていただくとありがたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村直樹議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ご答弁ありがとうございました。私はこの地域分権、きずな支援が前向きに進められることを深く願っております。

先ほど従来より地域分権が導入され、地区に交付金ですとか、そういった予算が決定すればどうなるのかなということをおもって先ほど考えておりましたが、先ほどより従来から、また先ほども出ましたが地域における公園の遊具、そういったものを地区で本当にこれは必要なかどうかというのを検討して、そして地区の判断によって地区の特性を生かした遊具とかをつくっていくことが、これはできるのではないのかなと率直安易な考えではございますが、そういったところを思ったところでございます。

私もこの地域分権というものに対して非常に前向きに考えているところではございますが、先ほど村長おっしゃったように、これを早くに進めるといろんなところで課題があったりですとか、また現状に対しての課題も多く見受けられるのではないかなというふうにも、実は考えております。実際、この地域分権を進めるに当たって、不安の声ですとか、また疑問視をする声等々上がっていることも、またこれは私も聞いております。

ですので、今後こういった課題、不安というものをしっかりと受けとめて、総合審議会の場におきましてしっかりと議論をされ、前向きに進んでいくことを願っております。

そこで、現在総合審議会に携わっております総務課長にお尋ねいたします。今後、地域分権を進めるに当たり、いろんなところで課題、それからいろんな議論がされていくかと思いますが、仮にこれが導入された場合、この質問は時期尚早かもしれませんが、対応していく中でどうしても地区、または区で対応できないケースも出てくるかと思っております。例えば、村道ではなく、県道の補修を計画した場合ですとか、またカーブミラー等の安協が対応する場合、また各種修繕に当たり区、それから地区の人材不足が発生した場合、そういった場合従来どおり行政からのバックアップはしていただけるのかどうかという部分と。

この地域分権の必要性というのをやはり村民の方に発信をして、十分に理解をしていただかなくてはいけないのかなというふうに思っておりますので、今後こういった地域分権のことに対してどのように発信をしていくのかということが、現時点で計画や方法がわかっているならば教えていただきたいと思っております。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 北村議員ご質問の2つ目の追加の質問でございますけれども、このきずな支援につきましては、現在、先ほど村長が申し上げましたとおり総合審議会のほうで検討をさせていただいております。ことし7月から検討を始めまして、今3回目の7月、9月、12月ということで検討を進めてきておりますけれども、まだなかなか検討が進んでいないような状況がございます。

やはり、きずな支援を受けたときのその地区の体制が整えられるかと、各区でどういったことがやっていけるのかというところが、なかなかちょっとまだ整理がつかない状況でございます。今後はその辺のものにつきまして総合審議会の中で検討をいただく予定にしております。

中でも、交付金を決めて中身は地区で決めるのかとか、それとも項目を決めて、その項目に見合った金額を交付するのかとか、そういったところもなかなか検討の課題になっているような状況でございます。今後もこの総合審議会を中心にちょっと議論を進めて、ある一定の線なんかを出していければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村直樹議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。私は現在村長を初め議会の諸先輩方から朝日村の歴史であったり、また朝日村外の課題についていろいろとご指導、またご享受をいただいております。朝日村の将来を担う若者にとっては、このことは非常にありがたいと考えております。このご享受いただいているのは、私がそのような場や機会を与えていただいているからだと思っております。

若者と地域の諸先輩たちとの交流の場や機会が生まれれば、いろんな考えを教えていただ

くことができ、そこから若者に将来を託すような環境づくりができれば、よりよい村を継続できると思っております。

今後、この地域分権、きずな支援が前向きに推進することを期待いたしまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 3時27分

平成28年第4回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成28年12月20日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 発議第5号及び議案第74号から議案第82号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 議案第83号 財産の取得について
- 第7 発議第6号 給付型奨学金制度の創設を求める意見書について
- 第8 議案提案説明
- 第9 議案内容説明
- 第10 議案第83号及び発議第6号の質疑、討論、採決
- 第11 議員派遣について
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(9名)

- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 高橋 廣美 君 | 2番 | 中村 賢郎 君 |
| 3番 | 上條 俊策 君 | 6番 | 上條 昭三 君 |
| 7番 | 北村 直樹 君 | 8番 | 小林 弘幸 君 |
| 9番 | 塩原 智恵美 君 | 10番 | 林 邦宏 君 |
| 11番 | 清沢 正毅 君 | | |

欠席議員(1名)

- 5番 齊藤 勝則 君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	二茅芳郎君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原貞子君	生活環境課長	曾根克仁君
産業振興課長	上條靖尚君	会計課長	林さとみ君
教育次長	清沢光寿君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山義教君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

定刻の時間となりましたので、平成28年朝日村議会12月定例会の開催をいたします。

最初に、本日の会議に齊藤議員から欠席の届けが出ておりますので、これを受理したことをご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

10番 林 邦 宏 議員

1番 高 橋 廣 美 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果調書が別紙のとおり提出されております。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員会委員長、林 邦宏議員。

〔社会文教常任委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会、請願審査委員長報告。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

委員会は12月13日に開催し、慎重審査の結果、請願第2号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の採択を求める請願については採択です。

審査の主な経過を申し上げますと、多額の学費、生活費を賄うための奨学金制度は、現在、大学生の2人に1人が奨学金に頼らなければ進学できないと言われていています。しかし、そのほとんどが有利子または無利子のいわゆる借金で、全額返済が必要な借り入れ制度です。就職も不安定で社会人としての出発点から多額の借金を背負い、返したくても返せない大きな社会問題となっています。

未来の日本を担う若者が夢に向かって羽ばたけるよう、教育の機会均等の観点からも、貸与型から給付型への奨学金制度転換が必要であるとの考えから、全員一致で採択となりました。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

請願第2号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の採択を求める請願についてを質疑いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎発議第5号及び議案第74号から議案第82号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、発議第5号及び議案第74号から議案第82号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 朝日村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成28年度朝日村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成28年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成28年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成28年度朝日村下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第83号及び発議第6号の一括上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、議案第83号及び日程第7、発議第6号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第8、ただいま提出されました議案第83号について、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきましてご説明を申し上げます。

提案いたしました議案は、財産の取得1件でございます。

このことにつきましては、今定例会冒頭の提案説明の際、新役場庁舎の中で、用地買収につきまして土地所有者の理解と協力により、近々に買収が完結する予定と申し上げておりましたが、このたび、計画どおり土地所有者7名の方から6筆の売買が完了をいたしましたので、法及び条例に基づきまして財産の取得を行うものでございます。

具体的には、議案第83号でございまして、新役場庁舎建設用地9,153平米の取得につきまして、村の条例の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

ただいま提案いたしました議案につきましてご説明申し上げましたが、担当課長及び担当者より補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） この際、お諮りをいたします。発議第6号の議案提案説明については、先ほどの常任委員長からの報告の際、採択理由と経過説明がありましたので、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第9、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時21分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時30分

○議長（清沢正毅君） これより本会議を再開いたします。

◎議案第83号及び発議第6号の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第10、議案第83号及び発議第6号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第83号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（清沢正毅君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、村長から挨拶をしたい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月7日に開会されました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけでございます。議員の皆様におかれましては14日間に及ぶ会期中、補正予算を初め熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今議会で決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行するとともに、村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては今後検討をさせていただき、懸案となっております事項につきまして全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、今定例会招集の提案説明で、鳥インフルエンザにつきまして、今月3日に安曇野市の白鳥が飛来をします犀川の御宝田遊水池で、1羽のコハクチョウからH5型の鳥インフル

エンザウイルス遺伝子が検出された発表がありました。地方事務所では、これによりまして半径10キロ圏内を野鳥監視重点区域としておりまして、区域外の6カ所を監視強化地点に設定をいたしました。これによりまして、古見の芦ノ池が監視強化地点に含まれておりまして、今月の7日から鳥獣保護管理員が巡視を始めましたので、当村でも芦ノ池近隣の皆さんにご協力をいただき、監視をお願いしたところでございます。

おかげさまで、御宝田遊水池の1羽のコハクチョウからはA型鳥インフルエンザウイルスは検出されなかったということが、この14日に発表されました。県は、巡視体制を解除いたします。いずれにいたしましても、現在、国内では青森初め大きくこの鳥インフルエンザによってニワトリ等、殺傷されておりますので、早期の終息を願うところでございます。

次に、本年、平成28年の世相を一字であらわしますことしの漢字は金と決まりました。これは、日本漢字能力検定協会の発表でありまして、金が選ばれましたのは3回目とのことでございます。

本年はご案内のとおり、リオデジャネイロ五輪で我が国選手団が金メダルのラッシュや、前東京都知事の政治と金の問題点、また、アメリカのトランプ次期大統領の金髪などが理由とのことでございます。

一方、当村の本年を振り返りますと、大きく3つのニュースを私としては考えられました。1つには、ことし4月オープンをしました高齢者福祉施設の拠点として、かたくりの里増改修事業によりまして、その後、順調な運営がされているところでございます。2つ目には、1月に発生しました雨氷被害でございますが、これは、おおよそ1億円以上の当村では被害でございまして、近年にない大災害でございました。現在、鋭意国・県の協力をいただき対応をしているところでございますが、朝日村にとりまして大きな被害の年となっております。また、3つ目には、4月に交通死亡事故ゼロ、4,000日を達成しましたことによりまして、早速、塩尻交通安全協会朝日支部が警察署長表彰を受賞いたしました。8月には、国から交通安全功労者交通対策本部長表彰をいただいております。

これらが、当ことしを1年返りましたときに、大きな捉え方というように見ておりますが、このニュースを皆さんから、もし違う分野があったらご提案をいただければというように思っております。

終わりに当たりまして、議員の皆様を初め村民の皆様には、時節柄、今、インフルエンザが11月に長野県も発生しているという報道がありますが、健康には十分ご留意され、よき新年をお迎えになりますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせて

いただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成28年朝日村議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 9時42分